

令和5年度  
大学入学者選抜改革推進委託事業  
(不正行為防止対策に関する調査・分析)

事業報告書  
(本編)  
—公開資料—

令和6年3月29日

独立行政法人 大学入試センター



## 目 次

はじめに.....	1
1. 本事業の概要（目的と内容）.....	2
1-1 目的.....	2
1-2 内容.....	2
2. 調査報告.....	9
2-1 海外事例調査.....	9
2-2 電波識別・電波遮断（抑止）調査.....	51
3. 本事業の総括.....	60

※本報告書は、電子版を文部科学省ホームページ「大学入学者選抜について」サイトに公開



## はじめに

インターネットが世の中に普及して久しい。とりわけ、どこからでもインターネットにアクセスできるスマートフォン等の情報通信機器の定着により、我々の日常の生活は一変し、便利になったことは言うまでもない。

教育分野においても、インターネットやスマートフォンの普及による影響は大きく、学校教育において情報活用能力の育成が強調され、いわゆる GIGA スクール構想を始めとして学校現場における情報機器の整備や教育方法の刷新も進められている。

その反面、大学入学者選抜においては、手元でインターネットにアクセスできるようになったことで、隣席の答案を覗き見たり、電卓やメモを持ち込んだりする古典的な態様とは異なる新たな態様での不正行為が散見されるようになり、直近では、令和4年度大学入学共通テストにおいてスマートフォンを使用し、外部の第三者の協力によって解答を得ようとした事例が発生したところである。

大学入試センターでは、これを受け、令和4年2月から有識者の協力を得ながら、不正行為の防止策をとりまとめたところであるが、そこで示された防止策は、受験者への注意喚起等による心理的抑制に留まり、スマートフォン等の情報通信機器から発信される電波を妨害する等の技術的な対応の可能性に関しては、更なる検討課題となっていた。

このたび、文部科学省の委託事業として、不正行為防止対策に係る、特に「技術的対応」について精査する機会をいただいた。事業の遂行に当たっては、各分野の専門の研究者や電波・通信技術を専門とする事業者等の協力を仰いで検討する体制を整えるとともに、日本と同様に大学入学者選抜において情報通信機器を用いた不正行為が発生している中国や韓国における防止対策の内容等についても調査することとした。本報告書は、これらの検討や調査を踏まえた上で、既存の技術ではどのような対策が可能であるのか、またどのような限界があるのかといった点について、現段階における実態を整理したものである。各大学等における不正行為防止対策の検討の一助となれば幸甚である。

最後に、各方面からお集りいただいた研究者や事業者等の皆様と、各種の事務手続及び資料整理を担当した当センター事務局に、この場を借りて御礼申し上げたい。

令和6年3月

令和5年度大学入学者選抜改革推進委託事業

(不正行為防止対策に関する調査・分析) 調査責任者  
独立行政法人大学入試センター 試験・研究統括官

山地 弘起

## 1. 本事業の概要（目的と内容）

### 1-1 目的

冒頭に、本事業の目的について述べる。

令和4年度大学入学学生選抜（令和3年度実施）においてスマートフォン等の情報通信機器を使用した不正行為が相次いで発生<sup>1</sup>しており、外部の第三者の協力を得たり、極めて小さなワイヤレスイヤホンが用いられたりするなど、不正行為の態様が多様化している。

本事業は、こうした情報通信機器を使用した不正行為を防止するための対策を講ずる上で必要な専門的・客観的情報を得るため、日本と同様に情報通信機器を悪用した不正行為の態様が多様化している海外の事例や電波識別等の既存技術の可能性や限界を調査分析するものである。

大学入試センターでは、令和4年2月から「大学入学共通テスト不正行為防止検討ワーキンググループ」を設置し、その検討を踏まえて「大学（監督者）対応の見直し」や「受験者への注意喚起」等の不正行為の防止策を取りまとめた<sup>2</sup>。その際、「技術的対応」については、「スマートフォンなどの電子機器類から発信される電波を妨害する装置や発信源を特定する装置等について、技術的な観点から有効な手段として検討したが、様々な問題があることから、今後、技術の進展に応じて改めて検討する。」とされたところである。

本事業では、こうした経緯も踏まえ、電波識別や電波遮断（抑止）といった技術的対応についてより深く調査し、それぞれ既存技術活用の可能性や限界を整理することとした。

### 1-2 内容

大学入学学生選抜における情報通信機器を悪用した不正行為防止対策（以下「不正行為防止対策」という。）に係る①海外事例及び②既存技術について調査・分析を実施した。

調査は、大学入試センターに所属する教員が、海外事例については対象とする国を専門とする研究者等、既存技術については、電波や通信技術に係る研究者や事業者等の協力を得て、情報収集等を行った。

各調査の結果を分析するため、調査に携わった者に加え、電波やそれに関連する技術の

---

<sup>1</sup>・大学入学共通テストにおいて、試験時間中にスマートフォンを使用して試験問題を撮影し、あらかじめ協力を依頼していた試験場の外部の第三者に送信して解答を得ていた事案。その際、イヤホンも使用。  
・某大学の留学生入試（令和4年1月実施）において、試験時間中に小型カメラを使用し試験問題を映した動画等を、試験場外部の第三者に送信し、第三者から音声で解答を得ていた事案。その際、極めて小さなワイヤレスイヤホン（約15mm）も使用。

<sup>2</sup> 大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について（令和4年6月10日独立行政法人大学入試センター）

分野に精通した専門の研究者を加えた「不正行為防止対策に関する調査・分析委員会」を設置し、各調査の結果について事業者等から直接の説明を受け、日本と同様に情報通信機器を悪用した不正行為の態様が多様化している海外の事例や、電波識別、電波遮断（抑止）等の既存技術の可能性や限界を分析した。

## （１）調査事項

### ① 海外事例調査

日本と同様に大学入学に係る全国共通の統一入試や個別試験等を実施しており、かつ情報通信機器を悪用した不正の態様が多様化している中国及び韓国を対象とし、その現状や不正行為防止対策について事例調査（文献調査及び韓国については現地の関係者へのヒアリング等）を行った。

### ② 既存技術調査

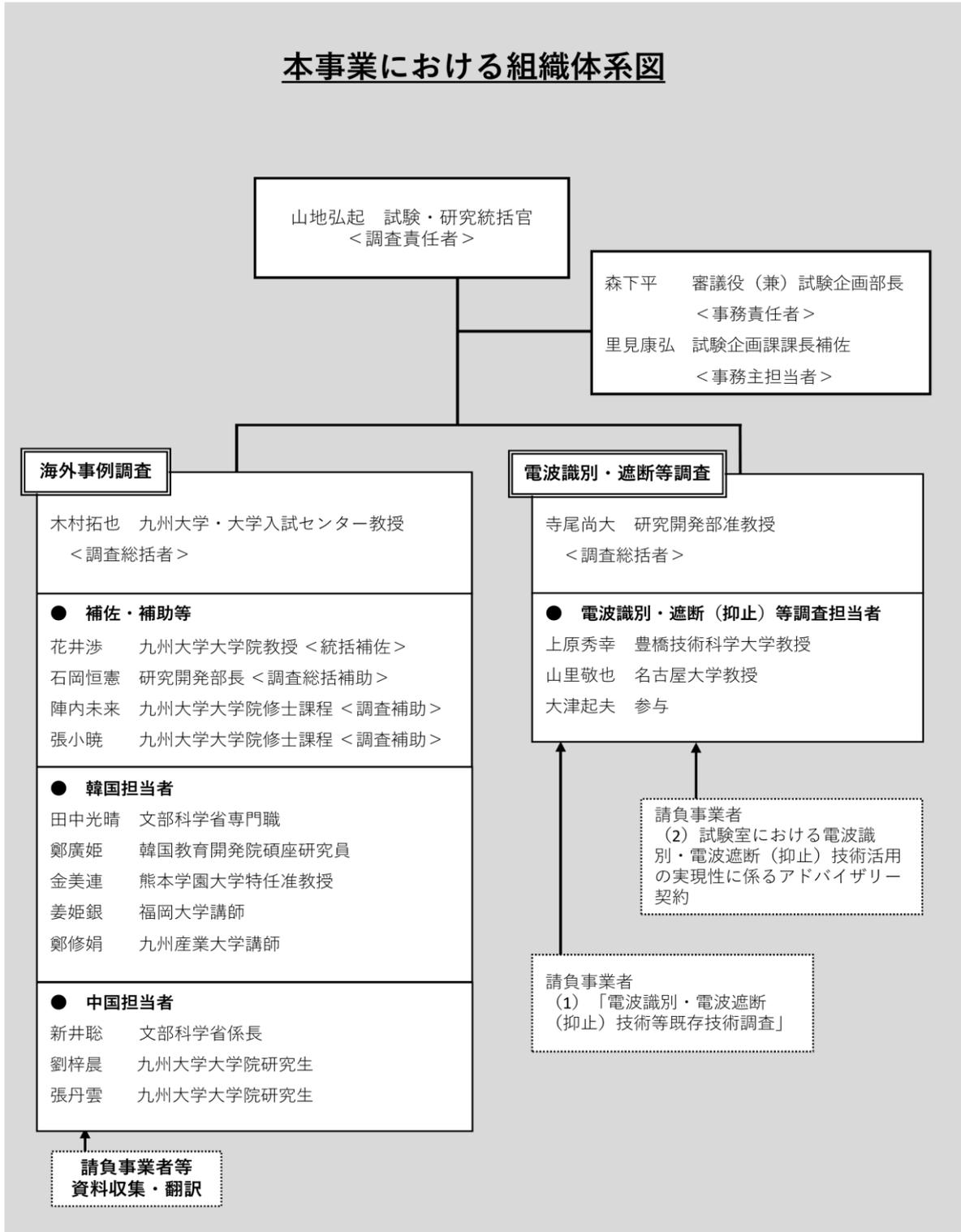
国内外の電波識別及び電波遮断（抑止）に係る既存技術や既製品の状況について調査（以下「電波識別・遮断（抑止）調査」という）を行い、入学者選抜に活用することの可能性や限界について分析・検討を行った。

## （２）実施体制

海外事例調査と電波識別・遮断（抑止）調査のそれぞれについて体制を構築した。海外事例調査については、木村拓也教授を組織総括者とし、両国の教育行政等に係る知見や、翻訳・通訳の専門技能を有する教員等を編成した。

電波識別・遮断（抑止）調査については、寺尾尚大准教授を組織総括者とし、専門性が極めて高いことから、電波や通信技術を専門とする研究者を加えるとともに、電波や通信技術に係る専門的・実証的な調査研究能力を有する事業者等とアドバイザー契約を結び、体制を強化して本調査に携わることとした。

図-1 本事業における組織体系図



### (3) 各調査内容

本事業の遂行に当たっては、大分類として、海外事例調査と電波識別・遮断（抑止）調査として整理、さらにそれぞれにおいて各種の調査を実施した。

#### ① 海外事例調査

具体的には文献調査と訪問調査を実施した。調査上では、適宜電波識別・遮断（抑止）調査の側にも後述する委員会等を通じて情報共有を図り、両調査を一体的に遂行した。

##### 1) 文献調査

中国の統一試験である普通高等学校招生全国统一考試，韓国の統一試験である大学修学能力試験の実施要項，受験案内及び募集要項から不正行為やセキュリティ・ポリシーに当たる文言を翻訳した。

また、事業者と請負契約を結び、当該国の新聞データベースから不正行為が行われた事案やその対応策について収集を行った。

##### 2) 訪問調査

韓国訪問調査（令和5年9月13日から16日・令和6年2月27日から3月1日）を実施し、ヒアリングや関連文献を収集した。

#### ② 電波識別・遮断（抑止）調査

##### 1) 電波識別・電波遮断（抑止）技術調査

事業者等の協力を得て、国内外の情報通信機器による不正行為の実態と電波識別・遮断（抑止）等の既存技術をまとめた。

##### 2) 試験室における電波識別・遮断（抑止）技術活用の実現性調査

後述する委員会において、電波識別技術と遮断（抑止）技術を、入学者選抜時の試験室において活用することについて分析・検討を行い、その可能性やその課題・限界をまとめた。

### (4) 不正行為防止対策に関する調査・分析委員会の設置

本事業は上記の各種調査からなるが、これらを総括・分析し、大学入学者選抜における活用の可能性等を検討することを目的として、不正行為防止対策に関する調査・分析委員会を設置した。

「海外事例調査」及び「電波識別・遮断（抑止）調査」担当教員等それぞれ4名からなる調査・分析委員会を設置した。（設置要項第1条）。

開催実績は以下のとおり。

日程	議事・検証内容
第1回 令和5年10月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討に必要な電波・通信技術の基礎知識（共有）</li> <li>・海外事例調査進捗報告</li> </ul>
第2回 令和5年10月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン等による不正行為の手法と既存技術</li> <li>・海外事例調査進捗報告</li> </ul>
第3回 令和5年11月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波識別・遮断（抑止）技術の入学者選抜における活用の可能性</li> <li>・海外事例調査進捗報告</li> </ul>
第4回 令和5年12月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別技術の研究状況</li> <li>・海外事例調査進捗報告</li> <li>・最終報告書の概要</li> </ul>

#### （参考）大学入試センターにおける令和4年度までの検討経緯

大学入試センターでは、令和4年度大学入学共通テストにおいて、試験時間中にスマートフォンを使用して試験問題を撮影し、外部の者に送信した事例が発生したことを受け、令和4年2月に「大学入学共通テスト不正行為防止検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の事例を検証するとともに、不正行為の未然防止に係る対応策について具体的な検討を行った。

ワーキンググループでの検討を踏まえ、大学入試センターとして以下のとおり不正行為の防止策として取りまとめ、令和4年6月10日に公表した。

#### 大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について

大学入試センターでは、令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストにおいて電子機器類を使用した不正行為が発生したことを踏まえ、本年2月から有識者の協力の下必要な検証を行うとともに対策について多角的に検討を行い、今般、以下のとおり不正行為の防止策を取りまとめた。

### (基本的な考え方)

- 不正行為を行う者は極めて少数であり、大多数の者は誠実に受験しているため、受験者に対し過度な負担を強いるものではないこと
- 大学（監督者等）の負担増により、試験の円滑な実施に支障が出ないこと
- 令和5年度大学入学共通テストにおいて効果が期待できること
- 今後の技術的進展等に応じ、適宜必要な検討を行うこと

## 1 大学（監督者）対応の見直し

- (1) 監督時の巡視方法等を見直し、スマートフォンなどの電子機器類を使用した不正行為防止に対する有効性を高めるため、以下の対応を行う。
- ・ 大学（監督者）に対し、①不正行為事例等の情報や、②写真照合及び試験時間中の巡視の際に確認すべきポイントをマニュアル等で提供する。
  - ・ 大学（監督者）に対し、試験室の規模等に応じて巡視の回数を増やすよう要請する。その際、静謐な環境保持に留意するよう注意を促す。
- (2) スマートフォン等の取扱いの見直し
- スマートフォンなど電子機器類の取扱いについて、現状では試験当日各受験者の机の上に貼付している「受験番号票」の記載により受験者に各自で対応させているが、監督者の指示で一斉に机の上に出させて、電源を切らせてかばん等にしまわせることとする。

## 2 受験者への注意喚起

不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の不利益（受験した全ての教科・科目の成績を無効とすることや、警察に被害届を提出する場合があることなど）について、受験者に確実に浸透するよう、受験者に事前に配付する「受験案内」や「受験上の注意」についてはより注意を引くように記載するとともに、「受験番号票」に新たに記載する。さらに、新たにリーフレット等を作成し全受験者に周知を図るとともに、高等学校等に活用を促す。

## 3 技術的対応

スマートフォンなどの電子機器類から発信される電波を妨害する装置や発信源を特定する装置等について、技術的な観点から有効な手段として検討したが、様々な問題があることから今後、技術の進展に応じて改めて検討する。

#### 4 不正行為をした場合の取扱い

不正行為の抑止のため、不正行為に対する取扱いの強化について検討したが、教育的配慮の観点を踏まえ、現行どおり、不正行為を行った場合は全ての教科・科目の成績を無効とする。

この取りまとめを踏まえ、令和5年度大学入学共通テストより、大学に対しては、マニュアル等に巡視の際に確認すべきポイント等を記載したほか、巡視体制を強化するよう依頼した。受験者に対しては、不正行為に関する注意事項等について「受験案内」に記載することに加え、「受験上の注意」や新たに作成したリーフレットにおいても改めて周知した。

## 2. 調査の報告

### 2-1 海外事例調査

#### (1) 調査に当たって

##### ① 調査の全容等

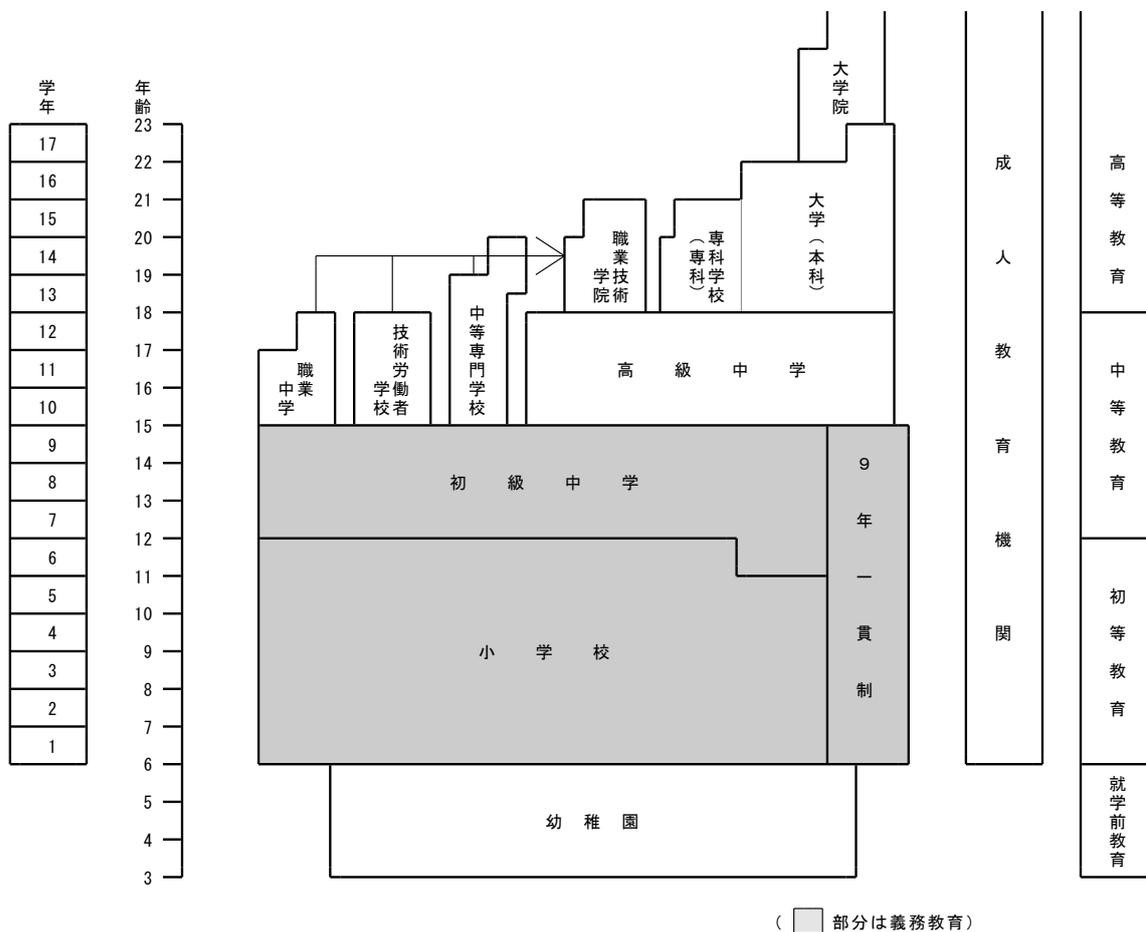
海外事例調査については、日本と同様に、大規模共通試験を実施している中国と韓国を対象に、調査を行った。また、中国と韓国の大学入試に関する基本的な情報についても集約を行っている。文献調査については、中国の統一試験である普通高等学校招生全国統一考試、韓国の統一試験である大学修学能力試験の実施要項、受験案内及び募集要項から不正行為やセキュリティ・ポリシーに当たる文言を翻訳した。また、事業者と請負契約を結び、当該国の新聞データベースから不正行為が行われた事案やその対応策について収集を行った。

翻訳した文章は、韓国については、「大学入試制度の公正性強化に向けた方策」「教育部、大学入試制度の公正性強化対策を発表」「修能（大学修学能力試験）における不正防止のための注意事項」「教育部報道資料『2028 大学修学能力試験，国語・数学・探究領域の選択科目なしで統合評価学業放棄に追い込む内申9等級制，2025からは5等級制へ』」「未来社会に備える『2028 大学入試制度改編試案』」「2023 年度大学修学能力試験不正行為防止対策の発表」「2024 年度大学修学能力試験 受験者の留意事項」「大学修学能力試験の出題及び管理業務の概要」の8つの文章であった。中国については、「2023 年度高等教育機関入学者募集要項」「中華人民共和国教育法（76，77，79-81 条）」「最高人民法院，最高人民検察院による組織的な試験不正等の刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」「『最高人民法院，最高人民検察院による組織的な試験不正等の刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈』記者会見」「中国における国家教育試験の不正に対する処理方法」「教育部による《国家教育試験の不正に対する処理方法》の改正に関する決定」「教育部責任者による改訂された「国家教育試験の不正に対する処理方法」についてのインタビュー回答記録」「普通高等教育機関入学者募集における不正行為に関する暫定規定」「2023 年度高考十問十答」「教育部が2023 年の高考に関する警告情報を発表」「全国の公安機関と教育部門が強力に介入」「受験に関する違法・犯罪行為を厳しく取り締まり，大学入試の安全を全力で守る」の10の文章であった。

令和5年9月13日から16日・令和6年2月27日から3月1日の2回，韓国訪問調査を実施した。訪問したのは，韓国教育部，韓国教育開発院(KEDI)，教育課程評価院(KICE)，大学教育協議会(KCUE)，ソウル市教育庁，公立空港高等学校及び高麗大学である。官公庁から，共通試験の実施機関，教育研究機関から，大学や高校（教育委員会を含む）まで，共通試験に関わるすべての関係者にヒアリングを行った。中国については，訪問調査を行わず，インタビュー記録や高考に関する一問一答集，記者会見記録などをヒアリングに代替して調査した。

② 国別の概要まとめ（中国）

図-2: 中国の学校系統図



高等教育

大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年）、博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

## 1) はじめに：中国の高等教育制度

### 1)－1 高等教育機関の種類と性格

#### 1)－1－1 高等教育機関の種類と性格

全国統一入学試験は、原語で、「普通高等学校招生全国統一考試」と記述され、教育部及び省レベルの教育行政機関が管理する高等教育機関である全日制高等教育機関（原語・普通高等学校）を対象としている。それらは主に①大学（原語：大学又は学院）、②専科学校（原語：高等専科学校）、③職業技術学院（原語：職業技術学院／職業学院）の3種類であり、その他、④独立学院、職業技術大学（原語：職業技術大学／職業大学）がある。大学、独立学院、職業技術大学は学部レベル（本科：4～5年の課程）の教育を実施し、職業技術学院及び専科学校は短期の高等教育（専科：2～3年の課程）を実施する。

（表-1 参照）これらのうち、職業技術大学、職業技術学院、専科学校の3種は高等職業教育機関であり、独立学院は、国公立大学が1990年代末から民間資金により別組織の大学を設置運営する中で生まれた「二級学院」（第2レベルのカレッジ）が規模を拡大し、母体となった大学から独立した私立大学である。

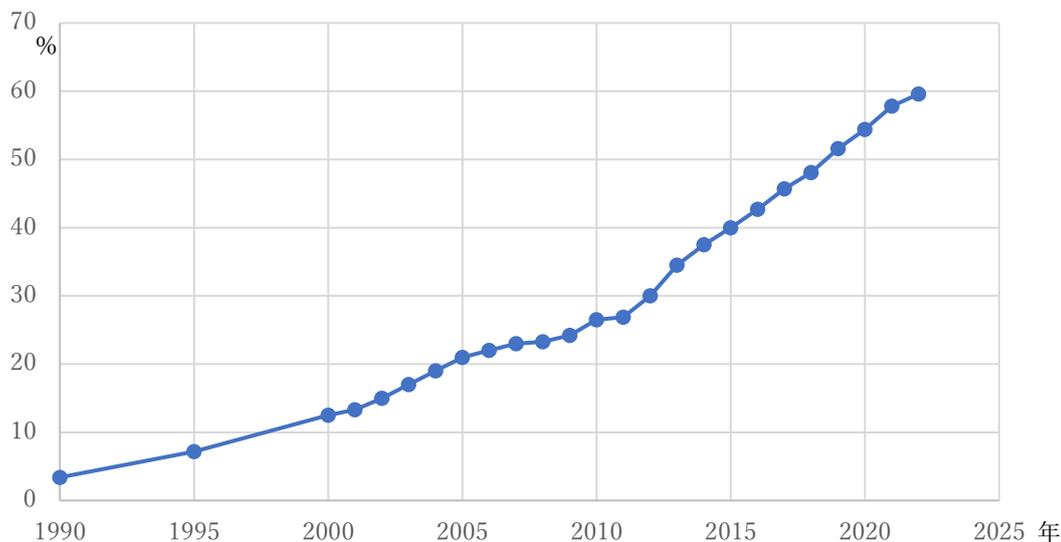
表-1：中国の高等教育機関の種類

機関の種類	主たる教育課程	主たる設置・管理者	設置認可
大 学	本科（4～5年） ・大学院（一部に専科を併設）	国（教育部） 省・自治区・直轄市 （一部に地方都市など）	国（教育部）が行う。
専科学校	専科（2～3年）	省・自治区・直轄市	国又は国が認める省・自治区・直轄市が行う。
職業技術学院	専科（職業志向） （2～3年）	省・自治区・直轄市	国又は国が認める省・自治区・直轄市が行う。

2022年の統計によると、国立（主に教育部属）の大学は114校、省・自治区・直轄市等が運営する公立大学が735校、私立の大学が390校（うち独立学院が164校）存在する。専科学校及び職業技術学院に関しては、国立4校、公立1,135校、私立350校となっている。図-3を見るとおり、高等教育総在学率は1990年以降、一貫して増加しており、高等教育の規模拡大は急速に拡大しているが、高等教育人材の需要や進学先や学

歴を重視する社会的風潮もあり，高等教育入学者選抜試験にかかる熾烈な競争が存在し，受験勉強が早期化するなど，幼児・児童・生徒の学習負担や心身のストレスの原因となっている。

図-3: 中国の高等教育総在学率の推移（1990～2022年）



出典：中華人民共和国教育部（編）『中国教育統計年鑑各年版』／教育部ウェブサイト「2022年全国教育事業発展統計公報」2023年7月5日（<http://www.moe.gov.cn/>）

## 2) 入学者選抜制度

高等教育機関の入学者選抜は，一般に教育部が実施する国家試験である全国統一入学試験により行われる。この全国統一入学試験制度は1952年から実施されており，この間文化大革命の一時期（1970～76年）推薦による入学者選抜を行ったことがあったが，1977年学力試験が再開され，78年から再び全国統一試験が行われるようになって現在まで続いている。各大学は，この全国統一入学試験の成績をもとに，その他高級中学在学中の総合資質評価の記録や高級中学での学力試験の成績などを参考にしながら，入学者を決定していく。各高等教育機関の学生募集は，国立（教育部及び中央各部・委員会所管）の高等教育機関については全国範囲で行い，また公立（省・自治区・直轄市所管）及び私立の高等教育機関はそれぞれの地方の範囲内で学生を募集する。入学者選抜に当たっては，全国範囲で募集する高等教育機関も含めて，全て各省・自治区・直轄市ごとに選抜を行い，受験生は他の省・自治区・直轄市の受験者と競合しない。全国範囲で募集する高等教育機関は，各省・自治区・直轄市ごとに定員を割り振り，この定員内で当該省・自治区・直轄市の合格者を決定する。定員の割り振りには，各地方における受験者数，教育レベル，さらに人材需要の予測などに基づいて各高等教育機関が決定し，教育部に報告す

る。各省・自治区・直轄市には学生募集委員会及びその事務機構である学生募集事務室が設置され、出願の受理、試験の実施、採点、受験者の資料提供等、入学者選抜に関する作業を統一的に管理・処理しており、全国範囲で募集する高等教育機関も含め、高等教育機関は学生募集委員会から入学希望者の資料提供を受けて受験者の合否判定を行う。

## 2) - 1 入学者選抜試験の出願要件<sup>3</sup>

出願要件として、次の3点を満たす「中国公民」と定められている（教育部「2023年全日制高等教育機関学生募集規程」）。

- ①中華人民共和国の憲法及び法律を遵守すること。
- ②高級中学段階の学校を卒業しているか同等の学力を持つこと。
- ③身体が状況が関連する要求に合致していること。

出願できない要件として、次の5点が挙げられている。

- ①卒業資格に結びつく高等教育機関に在籍している者、あるいは既に高等教育入学資格を得ている者
- ②高級中学の当該年度に卒業しない在学者
- ③高級中学段階の当該年度に卒業しないにも関わらず、虚偽の方法で高等教育入学者選抜に参加した本年度の卒業者
- ④国の教育試験の規程に違反し、高等教育入学者選抜試験への参加が止められている者
- ⑤刑法に抵触し関連部門から強制措置あるいは服役をしている者。

各省の学生募集委員会事務室（教師試験院、学生募集試験事務室、試験センター、試験局等を含む）は、各レベルの学生募集試験機関を指導し、出願資格の審査等の業務に責任を負い、出願者の戸籍及び当該地方での高級中学段階の一定期間の学習に基づいて、地方ごとに応募条件を定める。出願に当たっては、思想・政治・品德の審査と健康診断が行われる。思想・政治・品德の審査は、受験者が所属する学校又は所在地域の機関が行い、受験者の政治的態度、思想的自覚、品性徳性について全面的に評定する。健康診断は、学生募集委員会が当該地の衛生部門と協力して教育部等が公表した「全日制高等教育機関の学生募集における健康診断業務の指導意見」等に則って、県レベル以上の病院で実施する。思想・政治・品德の審査と健康診断に合格していることが、入学合格者判定の前提となる。また、受験者の電子プロフィールは、各高等教育機関の選抜の際の主要な根拠となる。プロフィールの内容は、受験者の基本情報、「思想・政治・品德」の評価、高級中学学力試験の成績、生徒の総合的資質に関する資料、健康診断書、在学中のボランティア実施情報、全国統一入学試験の成績及び試験参加時に不正がなかったか、

---

<sup>3</sup> 中華人民共和国教育部ウェブサイト「教育部发布『關於做好 2023 年普通高校招生工作的通知』」2023 年 1 月 16 日（[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A15/moe\\_776/s3258/202301/t20230119\\_1039750.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A15/moe_776/s3258/202301/t20230119_1039750.html)）

等の情報を含んでいる。志願者は原則戸籍の所在する省・自治区・直轄地の学生募集委員会の規程する時間、場所、方法で出願を行う。

## 2) - 2 全国統一入学試験への出願

出願に関連する業務は各地に所在する全国統一入学試験を実施する機関である「教育試験院」が行う。まず、受験希望者は、同院の設置したウェブサイトで個人名、身分証番号などの個人情報を入力するとともに、後の受験資格の確認、健康診断、成績交付を行うための機関名（主に在籍する学校名）を記入する。次に受験資格の確認、個人の略歴の確認及び受験科目の選択を行い、受験費用を支払う。第 3 段階として受験資格の確認があり、在籍する学校などが戸籍簿や身分証、卒業証明書の内容などと申請内容に相違がないか確認し、受験生の顔写真データの取得を行う。また、受験生は、全国統一入学試験で不正を行わないことを誓約する誓約書を受験前に提出する。

## 2) - 3 全国統一入学試験

全国統一入学試験は、教育部直属の機関である教育部試験センターが実施する。同試験は毎年 6 月 7 ～ 8 日に実施され、6 月 7 日の 9:00 ～ 11:30 で言語・文学、15:00 ～ 17:00 で数学、6 月 8 日の 9:00 ～ 11:30 で文科総合／理科総合、15:00 ～ 17:00 で外国語（聞き取りの試験は筆記試験の前に実施）の試験が行われる。外国語は英語、ロシア語、日本語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の 6 種で、受験者はここから 1 言語を選んで受験する。なお、2020 年から全国統一入学試験の改革を実施している省の外国語試験は 1 年間に 2 度行われ、第 1 回目の試験は 1 月 8 日の 9:00 ～ 11:00 で聞き取りと筆記が行われる（聞き取り試験のみを複数回行う場合もある）。第 2 回目の試験は 6 月 8 日の全国統一入学試験実施日に行われる。また、独自の試験問題を出す省は 6 月 8 日の試験以外に再度試験を行う。全国統一入学試験は、2014 年以降、高大接続や試験に対応した暗記中心の学習を改善するため、各地で新たな取組が実施されている。同取組は、2014 年に上海市と浙江省で実験的に開始された後、2017 年から正式採用された。同様に、2017 年から実験を始めた、北京市、天津市、山東省、海南省では、2020 年に同方式が正式に実施され、2019 年度には河北省、遼寧省、江蘇省、福建省、湖北省、湖南省、広東省、重慶市で実験的な取組が開始された。全国統一入学試験の方法として 2002 年から言語・文学、数学、外国語の 3 科目に地方や高等教育機関・学科が指定する文科総合、理科総合、文理総合のどれかを加える「3 + X」が全国で実施されていたが、新たな取組によって、主要 3 教科に 3 教科の試験を選択する 3 + 3 の方式や、言語・文学、数学、外国語の主要 3 教科に物理若しくは歴史を選択し、さらに政治、地理、化学、生物のうちから 2 つ選択する 3 + 1 + 2 の方式が実施されている。以前は同一の試験日時に省ごとに異なる試験問題を出題する方式が広まっていたが、試験の公平性を期すために 2013 年以降、教育部試験センターが作成した試験問題を採

用する地方が増加している。当初 I 類, II 類の 2 種類であった全国版の試験問題は 2016 年に甲類, 乙類, 丙類 3 種類となった。また, 日本語, ロシア語, フランス語, ドイツ語, スペイン語などの英語以外の外国語試験は, 1 種類のみ全国版の試験問題を使用することになっている。なお, 31 ある省・自治区・直轄市のうち, 地方が独自に作成した試験問題のみを使用しているのは, 北京市, 天津市, 上海市, 浙江省の 4 省・市だけである。他には, 山東省や江蘇省, 海南省のように独自の試験問題とともに一部の科目だけ全国版の試験問題を使用する地方もある。

## 2) - 4 出願

進学先への出願は, 全国統一入学試験の結果が出てから行われ, コンピュータネットワーク上で行われる。出願方法は主に, 併願型の方式と志望別に基づく方式の 2 種類が存在する。併願方式では, 受験者は学部レベルでは A, B, C の 3 校を, 専科レベルで A, B, C, D, E の 5 校を選択し, 各出願先には希望する 6 つの専門分野とさらに滑り止めとしての 1 つの専門分野を出願表に記入して出願する。同方式では, 受験者の成績が 3 校の合格ラインを超えていた場合, 3 校に合格することが可能である。また A 校の合格ラインに達していない場合は, B, C 校の合格ラインを超えていた場合は, 合格となる。一方, 志望別に基づく方式では, 受験者は第 1 志望 A 大学, 第 2 志望 B 大学, 第 3 志望 C 大学と志望別に出願する。受験者の成績はまず第 1 志望 A 大学に送られ, もしそこで合格ラインに達せずに不合格となった場合, 第 2 志望の B 大学に成績が送られる。ただし, 第 2 志望 B の定員が既に B 大学を第 1 志望した合格者で埋まっていた場合, 受験者の成績は合格者の点数よりも高い点数でなければならず, そうでない場合は不合格となる。なお, 志願先の選定として, ①国立大学等の重点大学, ②公立の一般的大学, ③私立大学, というランク付けに基づく出願がされていたが, 北京市などでは 2019 年以降, 出願先として①と②の区別を解消したり, 寧夏回族自治区では②と③の区別を解消したりするなど, 大学のランク付けを解消して, 併願型の出願方式を取り入れることで高等教育への進学機会を拡大させる方針を取っている。

## 2) - 5 合格最低ラインの決定

合格最低ライン(原語:普通高校招生最低録取控制分数線)は, 省レベルで全国統一入学試験の成績と募集定員の間で導きだされる合格最低ラインであり, 全国統一入学試験終了後に省レベルの学生募集委員会等によって決定され, 公表される。合格最低ラインは, 学部レベルの入学を示す「本科線」, 短期高等教育レベルの入学を示す「専科線」の 2 つが存在し, さらに, 文科系, 理科系, 音楽系, 美術系, 体育系と学科ごとにも設定される。合格最低ラインは, ①重点大学, ②一般大学, ③私立大学, ④専科のレベルごとに設定され, 志願者は自身の試験結果を基に複数の出願先を選定し, 出願する。各校は志願者数と定員数から合格最低ラインを決定する。各校は定員の 1.2 倍の出願を受け入れ,

その中から、全国統一入学試験の点数、志願の順番、受験者の高級中学段階での成績等に基づいて定員内で合格最低ラインを超える受験者を合格させる。

## 2)－6 合格者の選抜・決定

各高等教育機関は審査の対象とする受験者の数を定員の約 1.2 倍のところでは定め、合格最低ラインに達した受験者の中から当該機関の志望者の資料をネットからダウンロードして閲覧する。受験者の資料は、全国統一入学試験の成績のほか、高級中学で作成された内申書（原語：学生档案）を含む。内申書には、各学期の操行評価、試験成績、学校内外での各種活動の記録、賞罰、健康診断の記録、家庭状況などが記載され、高等教育機関は、全国統一入学試験の成績とともに、これら内容に基づいて総合的に合格者を決定する。合格者の決定に当たって、各高等教育機関は受験者の応募辞退があった場合は、省の学生募集事務室に連絡し、同室は実際の合格者のリストを作成し、各高等教育機関に同リストを送付する。

## 3) 不正行為とその防止方法について

高等教育入学者選抜試験である全国統一入学試験は、国が行う教育試験「国家教育試験」であるとともに試験結果が受験者の進学先やキャリアに大きく関わってくる。試験の公正さを担保するため、政府は長年不正防止に取り組み、法令上も重い罰則規定を設けるなどしてきた。しかし、近年ではデジタル機器を用いた受験不正や利益を得るための虚偽情報の流布など、情報通信機器の発達とともに受験不正の方法は高度化・巧妙化してきている。試験場へのスマートフォンなどの電子機器の持ち込みの禁止、試験場での本人確認や金属探知機による機器の発見などの対策を行っているが、2021年には受験者が持ち込み禁止のスマートフォンを手に持ったまま袖の長い着衣に隠して金属探知機をすり抜け、試験場に入った後に試験問題を撮影し、投稿された問題に解答を返信するアプリに画像を投稿する事件が発生している。

### 3)－1 近年の不正行為と法令による防止

不正行為を防ぐ手段として、教育部は不正行為が重大な刑法犯罪であることを知らしめるため、近年の不正行為の事例を公表して注意を呼び掛けている。不正行為は受験者個人が行うものだけでなく、組織犯罪を構成するものもあるため、受験者が受験不正を斡旋する組織に惑わされないための注意も行っている（資料「教育部が 2023 年の高考に関する警告情報を発表」を参照）。教育部の示した事例では、スマートフォンを試験場に持ち込んで試験問題を撮影して外部協力者に送信した事例や組織的に替え玉受験を斡旋した事例などが紹介されている。これらは、「中華人民共和国刑法」において、国家が

行う「国家試験」における「組織的不正」や「受験者に試験問題や答案を提供する」違法行為と定義されており、「最高人民法院，最高人民検察院による組織的な試験不正等の刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」（2019年施行，資料参照）においても，全国統一入学試験や大学院入学のための全国統一の試験（原語：研考）等の「国家教育試験」における組織的不正は，嚴重な事案として認識され，3年以上7年以下の懲役及び罰金となると規定されており，刑法犯として処罰の対象となる。受験者やそれに協力する外部の者だけでなく，試験監督などの試験関係者を含めて全方位的に試験不正にかかわる可能性のある者を規制しており，厳格な規制と処罰によって大学入学者選抜の公平性・公正性を担保している（資料「中華人民共和国教育法（76，77，79-81条）」参照）。

### 3)－2 機材による不正行為の発見・防止

近年のスマートフォンやスマートウォッチなどのデジタル機器を用いた不正の対策としては，持ち込ませない規則の制定と受験者への注意喚起とともに，試験場でのセキュリティ強化を行っている。例えば，北京市や江西省では，受験者は試験場と試験室などで金属探知機による2度のセキュリティチェックを受けなければならない。教育部は，超小型のデバイスが埋め込まれているかもしれない金属を含むブレスレットやネックレス，髪留めなどの装飾品を持ち込むことを禁止している<sup>4</sup>。2023年の全国統一入学試験では，広東省で金属性の物の形状や微弱電波などを検出して持込み禁止の物か否かデータ照合等ができるスマートセキュリティゲートが初めて導入され，受験生は2度の金属探知機によるチェックの後に同ゲートも通ることとされた。試験監督者が所持する携帯型の金属探知機を使ったチェックでは，受験者が衣服に小型電子機器を隠して会場に侵入した例があったからである。そのほか，試験場の周辺ではドローンによる電波の検出や，スマートフォンの信号遮断，特殊車両による電波の検出と遮断などが行われている。

### 3)－3 試験監督者の能力強化

不正行為の対策として法令による受験者及び不正行為を企画・実行する者の行為の防止や機材による現場での不正行為の発見・防止に努めるとともに，試験監督者の能力の向上のための研修や人員の増員などが行われている。高級中学の教師及び高等教育機関の教員等で構成される試験監督者（原語：監考員）は，受験者の身分証や顔写真・指紋識別などによる本人確認，試験室内の監督，試験室間及び試験場の監督，各試験室等に設置されたビデオカメラのチェックなどの不正防止の業務があり，実際の試験監督を行う前に業務研修が実施される。また，国家教育試験における試験関連業務に携わる人員のためのオンライン研修プラットフォームが存在し，オンラインで追加の研修が行われる。また，各試験室を回って試験監督を行う移動型試験監督員（原語：流動監考員）や，試験

---

<sup>4</sup> 中華人民共和国教育部ウェブサイト「2023年高考十問十答」2023年6月5日  
([http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/gzdt\\_gzdt/s5987/202306/t20230605\\_1062890.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/202306/t20230605_1062890.html))

室内を動画撮影して監視する動画試験監督員を配置し、状況によって増員を行うなどして不正防止対策を行っている。

#### 4) おわりに

中国における大学入学者選抜試験は、国家教育試験として資格取得や能力認定にかかる我が国の国家試験に近似するものであり、試験は厳正であるとともに公平に行われる必要がある。不正行為は、刑法犯として処罰の対象となっている。他方で、不正行為を実行する側は、受験者個々人の試験の合格や好成績の取得などの願望や欲望に基づくものだけでなく、金銭的な利益を求めた詐欺行為や組織的犯罪として受験とは無関係の人間・集団が関わる場合がある。したがって、スマートフォン等の電子機器の試験場への持ち込み禁止や試験監督官の能力強化・増員だけでは対処できず、刑法の規定に基づいた警察・公安関係者との連携が行われる。我が国における大学入学者選抜試験は、組織犯罪を構成するまでには至っていないが、留学や外国人人材の受け入れ等により国際的な高等教育の流動性が高まり、デジタル機器が日々進化する今日では、今まで予想し得なかった不正行為が今後起こるかもしれない。中国の厳正な対処による大学入学者選抜の公平性を担保する方法は1つの示唆となるかもしれない。

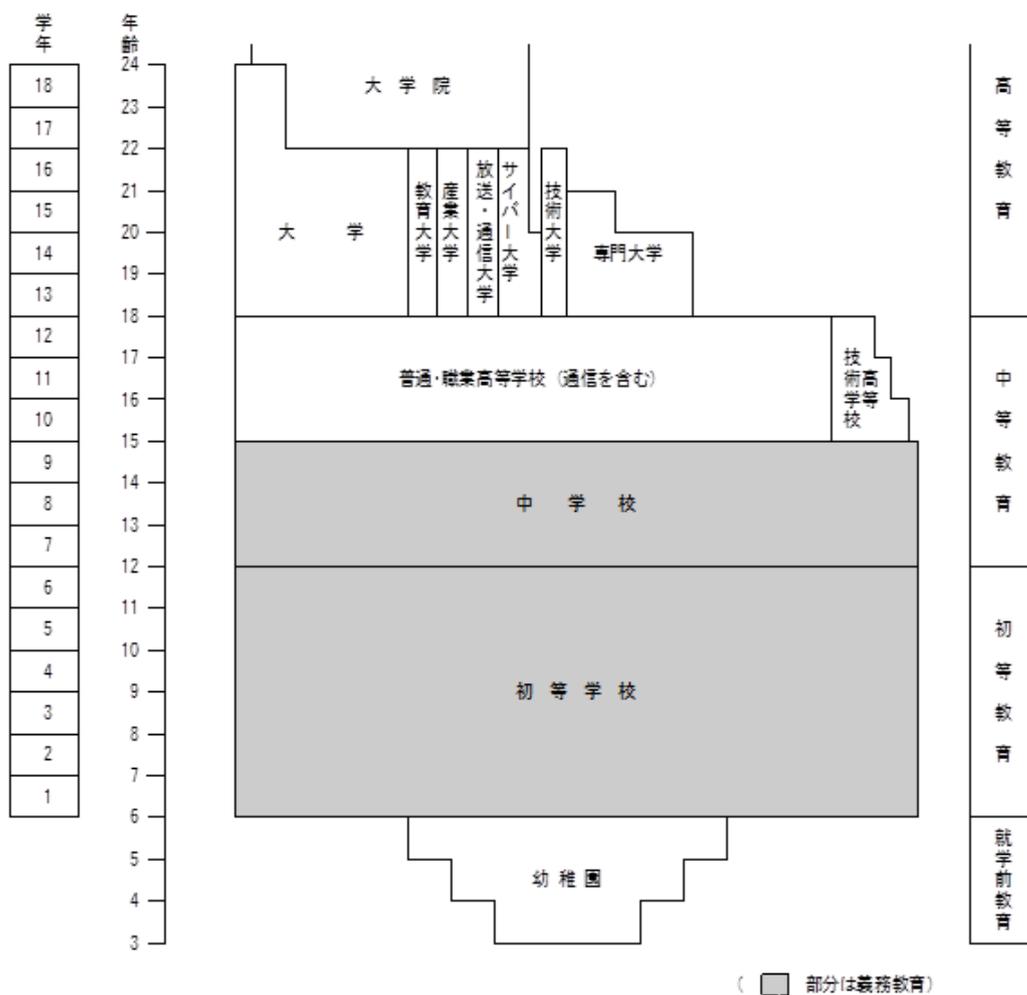
---

#### 【参考文献】

教育部ウェブサイト「2022年全国教育事業発展統計公報」2023年7月5日 (<http://www.moe.gov.cn/>)  
中華人民共和国教育部（編）（各年版）『中国教育統計年鑑』  
文部科学省（2021）『諸外国の高等教育』明石書店  
文部科学省（各年版）『諸外国の教育動向』明石書店

③ 国別の概要まとめ（韓国）

図-4：韓国の学校系統図



高等教育：高等教育は、4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学、サイバー大学、産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

## 1)はじめに：韓国的高等教育制度

### 1)－1 高等教育機関の種類と性格

#### 1)－1－1 高等教育機関の種類

大韓民国（以下「韓国」という。）の高等教育機関は、一般的に2～3年制の単科大学である専門大学と4年制総合大学である大学校と大学院に大別される。近年では情報通信技術の発達により、主にe-Learningによる講義を提供するサイバー大学等も設立・運営されている。大学院課程は修士及び博士課程があり、4年制の大学校に設置されている場合が多いが、学部課程を持たない大学院大学も存在する。韓国では、一般に、専門学士課程を提供する専門大学と学士課程を提供する大学校をあわせて「大学」と呼称することが多いが、日本の高等教育に照らせば、前者は専門学校及び短期大学に近い機関で、後者が日本の大学に相当する高等教育機関である。したがって、韓国では日本の専門学校に近い専門職業人養成機関が高等教育に位置付いているという特徴がある。また、専門大学は、1998年度から大学名称の呼称自由化措置により大学名に「専門」を冠さずともよくなったため、大学名から大学校との区別がしにくくなっている。

2023年現在、4年制総合大学（大学校）は200校、専門大学は133校であり、韓国的高等教育を支える二本柱となっている。尚、私立の割合は、専門大学で94.0%（125校）、総合大学で77.5%（155校）である。

## 2) 入学者選抜制度

大学<sup>5</sup>の入学者選抜は、日本の大学共通テストに相当する修学能力試験（以下「修能試験」という。）の成績と高校の成績、個別大学の論述や面接試験などの組み合わせによって行われている。日本と異なるのは、国公立の差なく個別大学による科目型筆記試験が禁止されている点で、各大学は、主に大学共通試験である修能試験の成績により選抜を行う「定時試験」と主に高校の成績と個別大学の論述や面接などによって選抜する「随時試験」とに分かれる。時期的には随時試験が9月～11月頃に行われるのに対し、定時試験は2月に行われるため、随時試験は日本の総合型選抜に似ている。

2023年度入学者の比率で見れば、合格者の約77%が随時試験で入学しているため、修能試験を主とする選抜枠で入学した学生の比率は低い。しかし、随時試験では、受験者の最低学力を担保する目的から、最終合格に際し、修能試験の成績を求めることがある。これにより、たとえ随時試験での入学を目指したとしても合格可能性を増やすために修能試験を受験することになる。つまり、大学進学に際し、法的には修能試験の受験

---

<sup>5</sup> 高等教育法によれば、韓国的高等教育機関は、大学、産業大学、教育大学、専門大学、遠隔大学、技術大学等に大別される。本稿では、断る場合を除き、主に4年制大学である「大学」「教育大学」、2年制短期高等教育機関である「専門大学」を指す言葉として「大学」を用いる。遠隔大学とは、情報通信媒体を通して遠隔教育により高等教育を提供する機関で、放送通信大学や私立のサイバー大学（主にオンラインによる教育を提供する大学）などがある。

は義務ではないが、大学を進学しようとする者にとって修能試験は大きな関門である。大学の選抜類型によっては共通試験の成績を求めないことがある日本と修能試験の成績が何らかの形で影響する韓国とでは、共通試験の重みが異なる。

## 2)－1 入学者選抜試験の出願要件

高等教育法第33条によれば、大学（産業大学，教育大学，専門大学，遠隔大学を含む，以下同じ）に入学できる者は，高等学校を卒業した者や法律によってこれと同等の水準以上の学力があると認められた者とされている。年齢による入学制限はない。「飛び級」やその他の英才児プログラムが実施されているため，通常の大学入学年齢（18歳）よりも早く入学することが可能である。

## 2)－2 入学許可者

高等教育法34条には，大学の長は，入学資格を有する者の中から，一般選考や特別選考により入学を許可する学生を選抜できるとされており，可否の最終判断は学長が行う。大学の募集定員は，「大学設立・運営規定」により，校舎，校地，教員及び収益用基本財産等の基準から定められた学生数の範囲内で定められ，募集単位は，学部・専攻ごとに設けられるのが一般的である。尚，入学者の募集定員には，定められた定員（定員内）のほかに特別なニーズにより若干名の選抜を行う「定員外」募集がある。

## 2)－3 選抜時期と選抜計画の公表

選抜時期は，随時募集，定時募集，追加募集の3つに区分できるとし，その日程は，大学の長が決定することとされるが，高等教育法施行規則第41条2項により，「学校協議体は，会員大学間の協議を経て，募集別の選抜日程を定め公表することができ，その場合，各会員大学の長はその一定を順守すること」が義務付けられている。ここでいう学校協議体とは，国公立大学の連合協議体である韓国大学協議会を指す。教育省長官は，入学者選抜と関連し，試験の基本方針及び科目，評価方法，出題形式，志願回数制限などに変更がある場合，当該入学年度の4年前の学年度が開始する前の日までに公表しなければならない。学校連合協議体は，教育省長官が公表した方針を順守し，入学年度の2年前の学年度が開始する日の6か月前までに入学者選抜に関する基本事項を公表することが義務付けられており（高等教育法第34条の5），これを受け，大学の長は，入学年度の前学年度が開始する10か月前までに大学の入学者選抜実施計画を公表することとされている。

随時募集については，「基本計画」に定められた募集期間内（一般的に9月から12

月頃に実施)において、大学が自律的に期間を設定し募集する。定時募集(一般的に1月から2月に実施)は、基本計画に基づき定められた3つの募集期間群から選択し、選抜を行う(募集単位別に期間を設定すること可能)。追加募集は、定時募集以降に欠員が生じた場合補充するために実施することができる。尚、随時募集に合格した場合は、定時募集に出願できない。

## 2) - 4 出題範囲の制限

「高等教育法施行令」第35条第1項により行われる個別大学考査(論述や面接等)は、初等中等教育課程の範囲と水準内から出題されることが原則とされている。また選抜資料は、高校教育課程運営の活性化と学校外教育費の減少に寄与するものとされ、教科外活動は高校教育課程の範囲内で行われたものや学校長の許可を得て参加した活動を中心に評価する。初等中等教育の正常化及び公正で合理的な選抜のために寄与入学制、高校等級制及び大学における筆記本考査試験は実施しないこととされている。

## 2) - 5 選抜資料

大学の長は、入学者の選抜に当たり、高校の学校生活記録簿、大学修能試験の結果、個別大学が行う試験(論述等の筆答考査、面接・後述試験、身体検査、実技・実験考査及び教職適性、人性検査を指す)の成績、自己紹介等の教科成績外の資料などを選抜資料として活用できる(高等教育法施行令第35条)。但し、個別大学が行う試験を実施する場合、初等中等教育が追求する本来の目的を毀損してはならず、高校の教育課程の範囲を越えての出題は制限されている。

これらの選抜資料の組み合わせによって大学入試が行われており、実施時期、選抜類型、主な選抜資料別に整理するとおおよそ表-2のとおりとなる。

表-2：大学入学者選抜の区分と選抜資料

区分	選抜類型	主な選抜資料
随時募集 ※表注	学校生活記録簿重視	学校生活記録簿・教科型(教科の成績)
		学校生活記録簿・総合型(教科外の成績や自己紹介等を含む)
	論述重視	論述, 面接等
	実技重視	実技, 面接等
定時募集	修能試験重視	修能試験の成績
	実技重視	実技, 面接等

表注：随時募集の各選抜類型において、最低学力の保障のために、修能試験の成績を最低基準として用いる場合もある。この場合、随時募集の最終合格発表は修能試験の成績提供後になる。

主な類型は、随時募集の学校生活記録簿重視型と定時募集の修能試験重視型の2類型である。前者の場合も、最終合格の条件に修能試験の成績を求めることがあるため、修能試験の成績が参照される場合がある。

4年制大学の2023年度入学者選抜（2022年実施）の類型別募集人員の比率（表-3参照）をみると、随時募集が78.0%で、定時募集が22.0%である。なお、専門大学の2020年度入学者選抜（2022年度実施）は、19万1,965人の募集定員に対し、学生簿重視が67.6%と最も多く、次いで面接重視14.8%、書類重視10.6%、実技重視4.2%、修能重視2.8%と、4年制大学の傾向と異なり、修能試験を課さない大学が多い。専門大学については募集時期についても随時募集による選抜が89.2%で定時募集の10.8%に比べ多く、早期に合格者を確保する傾向にある（韓国専門大学教育協議会、2021：3）。

表-3：4年制大学2023年度入学者選抜類型別募集人員及び比率

単位：人

類型	随時						定時					総計
	教科	総合	論述	実技	その他	合計	修能重視	実技	教科/総合	その他	合計	
定員	154,464	81,390	11,016	21,014	4,558	272,442	69,911	6,150	565	56	76,682	349,124
比率	44.2%	23.3%	3.2%	6.0%	1.3%	78.0%	20.0%	1.8%	0.2%	0.0%	22.0%	100%

表注：類型のうち、「教科」は、学校生活記録簿のうち教科成績を重視するもの、「総合」は、教科外の活動も含めるもの、その他には、定員外特別入試や在外国民や外国籍学生などが含まれる。

（出典）韓国大学教育協議会（2021：3）より筆者作成。

2022年11月に実施された2023年度入学者対象修能試験の実施状況についてみると、2022年8月18日から9月2日の間に修能試験に出願した人数は、50万8,030人で、このうち、在學生が35万239人、既卒生と高卒検定試験資格による受験生は15万7,791人であった。2022年度の高3学年の在籍者数40万3,910人（教育部2022c）の86.7%が出願していることになる。高等教育への進学率（2年制短期高等教育機関への進学を含む）が70%前後なので、高等教育に進学を希望する生徒はほぼ修能試験を受験していることがわかる。なお、2022年11月17日に実施された修能試験の実際の受験者数は44万7,669人で、このうち、在學生は30万8,284人、既卒生と高卒検定試験資格による受験生は13万9,385人であった（教育部2022b）。

### 3) 修能試験の実施体制

#### 3)－1 修能試験の位置づけ

修能試験は、1994年度から現在まで行われている教育部大臣が実施する共通試験であり、①同一の検査道具を用いて、②全国単位で、③同時に実施し、④標準化された点数を報告する、という特徴をもち、評価しようとする能力を同一の物差しで測定している客観的な試験（2010：19）とされる。

#### 3)－2 修能試験の実施体制

少子化に伴い、例年受験生は減少傾向<sup>6</sup>にあるが、毎年、50万人規模の修能試験を実施する体制が組まれている。

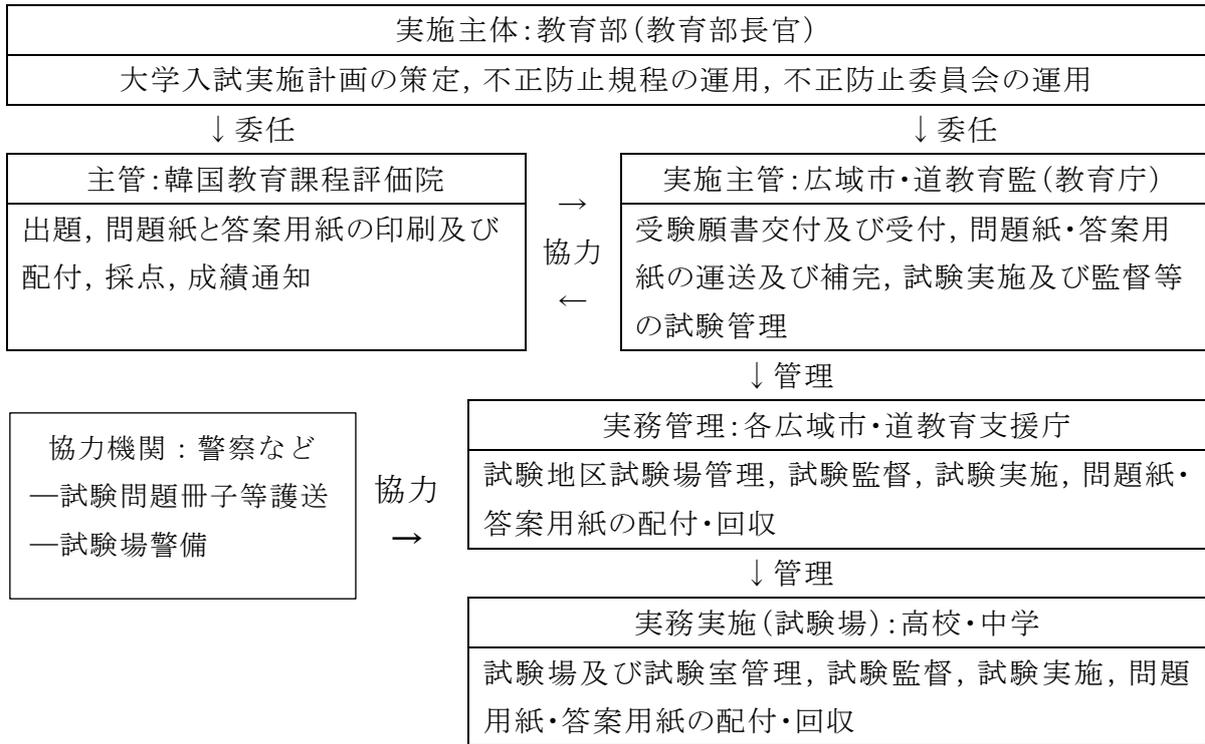
高等教育法第34条に、教育部長官は、入学選考資料として活用するために大統領令が定める試験を実施することができるものと規定されており、これを根拠に修能試験が実施される。高等教育法施行令第36条には、教育部長官は大学修能試験の出題、配点、成績通知、試験日程などを含む大学修能試験実施基本計画を作成し、試験を実施する年の3月31日までに公布することが定められている。行政権限の委任及び委託に関する規程第22条及び45条により、大学修能試験にかかる権限を韓国教育課程評価院<sup>7</sup>及び教育監（地方教育行政の長）に委任している。全国17の自治体には地方教育行政を所管する教育監とそれを補助する教育庁が置かれており、各教育庁がその地域での実施を統括する。教育庁の傘下には、出先機関として地域ごとに教育支援庁が置かれており、教育支援庁が所管する管内の業務取りまとめを行う。修能試験の実施体制は教育部をトップに、教育監（教育庁）、教育支援庁、試験場（中学・高校）という実施ラインと、試験問題の作成や採点などの業務を行うライン（教育課程評価院）から成る。修能試験の実施体制は、図-5のとおりとなる。

---

<sup>6</sup> 韓国教育課程評価院（2012）によれば、2013年度入学者対象の修能試験の出願者数は、66万8,527人（在學生約51万人、既卒・検定約16万人）で、現役生徒数の減少傾向が出願者の減少に影響している。

<sup>7</sup> 韓国教育課程評価院は、政府傘下機関で、教育課程開発、大学入試開発・実施、全国学力調査の開発・実施、教科書開発・検定、教員採用試験開発・実施、教育デジタル化推進などを行っている。

図-5：修能試験の実施体制



### 3) - 3 試験環境の整備

試験問題の作問は，教育課程評価院において行われる。作問時は，出題の完了まで外部との接触は遮断され，セキュリティが確保されたホテルなどの施設で作問・点検作業が行われる。同区域内では通信設備の設置・使用が禁止されている。問題紙及び答案用紙の搬送及び保管が厳重に管理されている。

教育監（教育庁）は，試験地区ごとに試験場となる学校を指定し，試験場の整備を行う。試験場は，中学・高校が指定されるが，空港の近く（騒音回避）やアクセスが過度に悪い場所などは試験場として指定しない。試験場に指定された場合は校長・教頭が試験場本部を設置する。

試験管理要員の任命は教育監が行う。監督者対象は，校長・教頭を除く中等教員全員（試験場に指定された学校は試験場本部運営要員を除く）である。監督者は自分の所属する学校がある管区（教育支援庁管区）で監督をすることはできない。

試験室当たりの受験生数は24人以下にすることが定められており，領域ごとに受験未選択者が待機できる待機室を設ける。なお，新型コロナウイルス感染症拡大時には，罹患患者や濃厚接触者が別途試験場や院内試験場などが設けられた。

試験実施日の前日を予備招集日とし，当日受験（監督）する会場において，受験生に対し留意事項等に関する教育・試験場の確認，監督官に対する事前研修と試験場及び試

験室の事前点検を行う。なお、各試験場には2名の警備担当警察を置くなど、教育庁は警察にも協力依頼を行う。

試験当日は、監督官は午前7時30分までに試験場の監督官待機室に入り、試験場責任者から監督官勤務要領に関する教育を受けなければならない。監督官も受験生と同様に試験場への持込が禁止された物品（各種電子機器）及び書籍、新聞、飲食物等試験の妨げになる物品は試験室に持ち込めない。また試験監督業務と関係のない会話は禁止されている。監督官は、試験室に2名ずつ配置し、廊下にも廊下監督官を2～3試験室当り1名を配置する。入室時に金属探知機による検査は行わないが、トイレなど途中退室を行った受験生に対し金属探知検査を行うことがある（廊下試験官）。

#### 4) 不正行為とその防止方法について

修能試験の不正については、法律によってその種類と処罰が定められている。高等教育法第34条には、「試験に不正行為をした者については、その試験を無効とし、その試験の施行の日の属する年度の翌年1年間、試験の受験資格を停止する。ただし、試験の公正な管理のために禁止された物品を所持又は搬入し、又は監督官の指示事項を守らない等、教育省長官が定める軽微な不正行為をした者に対しては、受験資格を停止しない」ことが定められている。高等教育法や大学修能試験不正行為者処理規程に基本方針が示されている。

表-4：不正行為の種類

不正行為の種類	発覚した場合の措置
①他の受験生の答案用紙を見たり、見せたりする行為 ②他の受験生と手ぶり、音などで互いに合図する行為 ③不正な携帯物を見たり、無線機などを利用したりする行為 ④代理受験を依頼したり、代理で受験したりする行為 ⑤他の受験生に答えを見せることを強要したり、脅したりする行為	当該試験無効及び次年度1年間試験の受験資格停止
⑥試験終了のベルが鳴った後にも引き続き、終了した科目の答案を書き続けたり、修正したりする行為 ⑦4限目の探究領域で、選択科目時間に該当する選択科目以外の問題用紙を見たり、同時に本人が選択した二科目以上の問題用紙を見たりする行為 ⑧監督官の本人確認と所持品検査の要求に従わない行為 ⑨試験場に持込み禁止の物品を持ち込んで、1限目開始前に提出しない行為 ⑩試験時間に持込みが許可されているもの以外の物について、監督官の指示に従わなかったり、指示された以外の任意の場所に保管したりする行為	当該試験無効

これらの規程に合わせ、修能試験の不正防止マニュアルを教育省が策定し、教育課程評価院が細部事項を検討する。修能試験実施前には受験生に対し不正予防パンフレット等を通して、不正防止の周知が行われる。

また、修能試験は、毎年6月と9月に韓国教育課程評価院が修能試験の模擬試験を実施している。受験料は無料。試験場は自分の高校等であるが、当日と同等の体制で実施される。この時にも不正行為の類型や注意事項などが確認される。

2022年度入学者対象修能試験における不正行為の発生状況は、以下の表-5のとおりである。前年比で24件減少し、208件の不正行為が報告された。ただし、表にある通り、いわゆるカンニング不正のような重大な事案に相当する不正は生じておらず、いずれも軽微に該当する不正であった。

表-5：2022年度入学者対象修能試験不正行為発生状況

終鈴後 答案作成	試験場搬入 禁止物品所持	4時間目の 受験方法違反 <sup>表注1</sup>	試験時間に 携帯可能な 物品以外の所持	試験開始前に 問題を 解き始めた	計
71	65	44	23	5	208

表注：選択科目の順番を逆に進めたり、本人が選択した科目の問題紙を同時に机に出し、解いた場合。

試験室において不正防止が発生した場合の手続きは、次のとおりである。

- ①監督官は、不正行為をした受験者にその事実を知らせる。
- ②不正行為者は、監督官の指示に従い、試験室から直ちに退場し、当該校時が終わるまで別途準備された場所で待機する。
- ③待機場所で不正行為者は、自身の行為に対する陳述書を作成する。この陳述書は不正行為に対する自身の立場と状況を説明する文書である。
- ④全ての手続きが終了した後、監督官の案内により、試験場から退場する。もし必要な場合、試験場は不正行為者の退場のために警察の協力を要請することができる。
- ⑤不正行為者が陳述書の作成を拒否する場合、監督官はその事実を記録し、陳述書が無いまま処理手続きを続けることができる。
- ⑥不正行為については、教育部に設置された修能不正行為審議委員会で制裁の程度などが審議され、その結果を修能成績の通知前までに当事者に通知する。なお、不正が確定した場合、不正行為者は当該試験で作成した全ての答案用紙が無効処理される。
- ⑦通知内容に意義がある場合は、委員会に対し再審請求をすることができ、委員会はこの請求を受け場合は14日以内に再審結果を通知する。

教育部及び各市道教育庁は、修能試験不正行為申告センターを設置しており、当該年度の修能試験の実施前に不正行為を未然に防ぐために、不正行為に関する情報に事前

に接した場合、これらを通報する窓口を運営している。

修能試験が終了すると、不正行為の有無が大々的に報じられるが、重大な不正行為は近年生じていない。また監督者が試験問題を流出したなどの事案も生じておらず、運営上は、安定して実施できているようである。2023年11月に実施された修能試験では、不正行為を摘発した監督官を特定し、当該受験生の保護者が監督官の勤務校を訪れクレームをつける事案が報じられた。不正行為処理に対する異議申請手続きとは大幅に異なることから教育監は断固たる措置をとるとしたが、監督官へのプレッシャーは大きい。今回のヒアリング調査でも、修能試験の重要性はどの機関でも認識されており、実施の負担は大きいと語っていた。大統領によっては大学入試に関する公約が掲げられることがあるため、実施のプレッシャーはさらに高まっている。

## 5. おわりに

以上、韓国の入試制度及び不正行為防止対策についてまとめると、以下の点が特徴といえる。

- ①修能試験の実施体制は教育部－教育監（市道教育庁）－教育支援庁－試験場（中学・高校）という中央からトップダウンによる体制が組まれている。中央による一元的なコントロールは全国どこでも同じ試験環境を提供するとともに、同一マニュアルによる運営が可能で、試験環境の公正性を担保する一助となっている。
- ②試験問題作成及び管理については、韓国教育課程評価院が主管しており、徹底的に外部と遮断された環境において作問を行い、警察の協力を仰いだ運送計画など問題流出などを防ぐ体制がとられていた。
- ③受験者の不正行為については、法令により不正の種類及び処罰が明確化されていた。この規程に基づき不正防止に対する監督者マニュアルや受験生心得などの広報資料が案内されていた。不正行為の種類を示すことで受験者及び監督者にとって公正な判断が可能となる。一方で、選択問題における回答順の勘違いなど、試験実施方法の複雑さからくる意図的な不正行為ではない軽微な不正が後を絶たないため、試験実施側の改善が求められている。
- ④近年電子機器による大規模な不正行為は行っていない。電子機器は試験場への持ち込みが制限されているものの、1時間目の試験開始前の監督官の案内に従い、提出すれば不正行為とはならない。金属探知機は廊下の補助員（廊下監督官）に配付されているが、試験室入室時に金属探知を行うわけではなく、トイレなど一時退出などの際に必要があれば行う。
- ⑤高校が主な試験場であることにより、校内放送システム、教室のサイズ（1試験室の受験者は最大24人）、監督官の数（1試験室原則2名）など、基本的に全国のどの地域でも同様の試験室環境が確保できている。

---

【参考文献】

- 韓国専門大学教育協議会（2021）「2023 年度専門大学入試選考施行計画」2021 年 6 月 8 日報道  
<https://school.jbedu.kr/namwon-h/M010703/view/5059500>
- 韓国大学教育協議会（2021）「2023 学年度大学入学選考施行計画」2021 年 4 月 29 日報道資料  
<https://if-blog.tistory.com/12032>
- 教育課程評価院（2012）「2013 年度大学修学能力試験受験願書受付結果」2012 年 9 月 7 日報道  
<https://kice.re.kr/boardCnts/view.do?m=050102&boardID=10024&viewBoardID=10024&boardSeq=2126719&lev=0&statusYN=W&page=1>
- 教育部（2022a）「2023 年度大学朱岳能力試験採点結果」2022 年 12 月 8 日報道資料  
<https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=020402&opType=N&boardSeq=93325>
- 教育部（2022b）「2023 年度大学修学能力試験受験願書受付結果」2022 年 9 月 5 日報道資料  
<https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=020402&opType=N&boardSeq=92491>
- 教育部（2022）「教育統計年報 2022 年版」<https://kess.kedi.re.kr/index>
- キム・ソンフン（2010）「妥当化概念モデルを利用した大学修学能力試験体制の診断」『教育評価研究』23(1), 1-27。
- 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/>
- 文部科学省（2018）『諸外国の高等教育』明石書店。

## (2) 各調査報告

### ① 文献調査

1 中国の高考，韓国の修能に係る実施要項及び募集要項等から不正行為やその防止に当たる文言を翻訳することにより，注意事項や不正行為を行った場合の不利益等を整理し，さらに関連する法律についても整理する。

まず，中国の事例であるが，中華人民共和国刑法では，3年以下の有期懲役または勾留，罰金，重大事案の場合，3年以上，7年以下の有期懲役または勾留，罰金を課せられることが記されている。次に，中華人民共和国教育法では，入試不正の類型が定められており，受験生の不正は，「試験問題や解答の不正入手，試験での不正行為機材などの持参又は使用，他人の解答の剽窃，他人に代理受験をお願いする，不正手段による試験結果を得る行為」と定義されている一方で，入試不正を幫助したものへの罰則が定められているのが中国の特徴であり，それにより，罰則にも違いがあった。

- ・国の関連規定に違反した学生募集（不法に得られた利益の最大五倍の罰金，重大な場合，受け入れ資格の取り消し，学校許可証の取り消し）
- ・職権を濫用したり，私情にとらわれた不正行為（法律に基づく処罰）
- ・他人の身分を騙った不正入学（入学資格の取り消し，国家教育試験への2年以上5年以下の参加停止，学位・学歴の剥奪，公的職務の解雇）
- ・他人に自分の身分を騙らせての不正入学（国家教育試験への1年以上3年以下の参加停止，不正に得た利益の没収，公的職務の解雇）
- ・他人の名を騙った不正入学の組織化（不正に得た利益の没収，公的職務の解雇）

不正幫助者への罰則は，不正な利益の1倍以上5倍以下の罰金，重大な場合，5日以上15日未満の勾留，刑事責任や公務員の場合は処分を行う，とされており，特に，試験の不正行為を行う組織を編成したり，試験の不正行為機材の提供をしたり，他人の代理受験をしたり，試験終了前の問題や解答の拡散をしたり，試験秩序を乱すその他の行為を行ったりなど，入試不正を幫助するものに法律の焦点が当てられている。

2004年に制定され，2012年に改訂された「国家教育試験の不正に対する処理方法」では，試験の規律違反の定義，試験の不正行為の定義，試験担当者の不正行為の定義と3つに分けられていることに特徴がある。入試制度が見つかった際には，地方（市）教育試験機関が処分を下す。刑法などに定められているためか，罰則に関しての記述はない。

2019年に制定された「最高人民法院，最高人民検察院による組織的な試験不正等の刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」では，入試不正の重大事案が2つ，組織化と販売提供とされており，組織化は，「試験不正行為の組織化，試験の延期及び予備問題の出動を引き起こす行為，試験担当者の不正行為，地域をまたぐ受験生の不正行為の組織，複数回の不正行為の組織化，30人以上の受験生への不正行為の

組織化，50 個以上の不正行為機器の提供，30 万元以上の不正行為による収入」であり，販売提供では，「試験問題や解答の不法販売や提供，試験の延期及び予備問題の出勤を引き起こす不法販売や提供，複数回の不法販売や提供，30 人以上への不法販売や提供，30 万元以上の不法販売や提供による収入」とされるなど，具体的な数値が示されているところに特徴がある。また，問題が一部であったり，完全でなくとも，不法販売，提供の罪は成立するとされ，罰を受けるのは，組織者，計画者，実行者であると記されている。

また，不正行為機材の定義もあり，「防止策をすり抜ける機能を持ち，試験問題や解答を記録，送信，受信，保存する機能を持つプログラムや道具。専用スパイ機材，盗撮盗聴専用機材，偽基地局等の機材の際には，関連法に基づき判断を下す」とされている。試験不正組織犯罪の成立については，「試験前に発覚した場合，それが本物の入試問題あれば犯罪として成立」とされ，試験代行罪は，「国家秘密不正取得罪，試験不正組織罪，試験問題・解答の不法販売・提供罪盗聴盗撮専用器具の不法製造・販売罪，盗聴盗撮専用器具の不法使用罪，情報ネットワークの不法利用罪，無線通信管理秩序妨害罪」とされている。

また，2004 年に制定された「国家教育試験サービスに関する安全及び守秘に関する規則」では，問題用紙の印刷，運送，保管室の安全守秘，採点期間中の問題用紙の管理などが記されており，2014 年に制定された「普通高等教育機関入学者募集における不正行為に関する暫定規定」では，大学側の不正として，「国家基準を超えた選抜の実施，学生の水増し募集，情報開示の行き過ぎ，合格不合格の違法な操作，私情による不正行為，仲介業者への委託や手数料の徴収」を，受験生の不正として，「虚偽の個人情報提供，総合評価資料の虚偽記載，他人になりすまし，他人が代行で受験，又は優遇措置の獲得」と定められるなど，受験生だけでなく，公務員や入試不正を幫助する業者など，入試不正に関わるものの多様性が示唆される。

次に，韓国についてであるが，高等教育法で，試験は大統領令で定める，入試不正を起こした場合に，受験資格の停止 1 年間と 20 時間の人性教育が義務付けられている。また，模擬試験の実施が定められていることが特徴である。高等教育施行令では，違反者の処理が年度開始から 30 日以内に必要な資料の提出することや，虚偽資料の提出，代理受験，他人に答案を見せたり，他人の答案を見たりすることが入試不正と定義されている。また，修能試験不正行為者処理規定では，9 名の委員と 1 名の幹事で構成される修能不正行為審議委員会があること，現場で摘発された不正行為は，摘発された日から一ヶ月以内に審議結果を通知すること，試験終了後の不正行為者としての申告があった場合，申告された日から一ヶ月以内に審議結果を通知することが記されている。不正行為の類型については，不正を二種類に分け，1 つがカンニング，もう一つが，指示に従わないという意味での不正である。カンニングについては，成績が無効になり更に 1 年間の受験資格停止，指示に従わない意味での不正については，試験の無効，となり，罰

則も異なっている。指示に従わないという意味での不正の事例として、探究の問題を申請した順に時間の通り解かないことも不正と認定されることに注意が必要である。

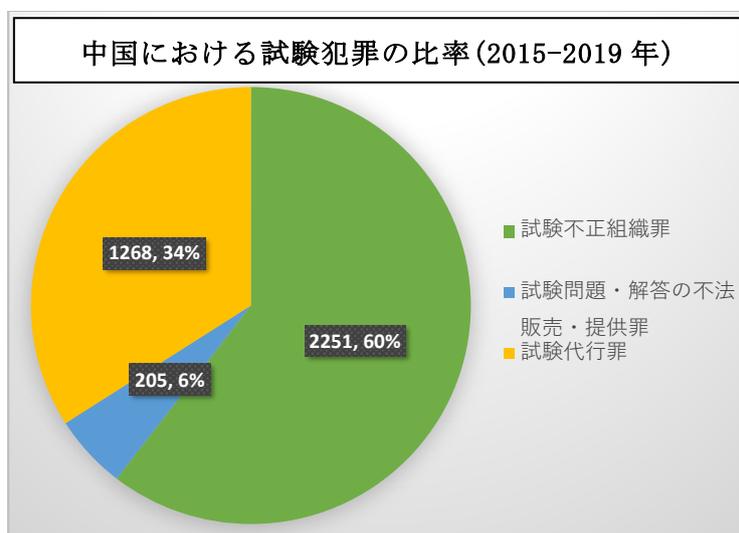
中国と韓国では、入試不正の定義が異なることが文章から見て取れる。

② 当該国の新聞データベースから過去 10 年分遡り、不正行為が行われた事案とその対応等についてのレポートを、国別・時系列で整理

(中国における入試不正事例)

- ・ 2013 年（遼寧）2013 年の大学入試期間中に、ある受験生はイヤホンと受信機を付け、答えを受信し、回答した。
- ・ 2014 年（四川）2014 年の大学入試期間中に、2014 年の大学入試の解答をインターネット上で組織的かつ計画的に売買し、利益を得た。このグループにはそれぞれ、携帯電話や無線 LAN カードなど試験問題を盗むための機材を購入する者、インターネットで大学入試の解答を販売する者、試験場で大学入試問題を密かに撮影する者、大学入試問題の作成者の役割があった。大学入試当日、用意した道具を持参し、検査をかいくぐって試験場に入った。  
→同様の事件が、2014 年遼寧，2015 年武漢，遼寧，2016 年山東，2019 年山東，2020 年広東&安徽，浙江，2021 年湖北で次々に発生。

図-6 中国における試験犯罪の比率（2015 - 2019 年）



実際に、2015-2019 年合計 3724 件の判決がだされており、その内訳は、前掲の図-6 のグラフのとおりである<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 中国の入試不正件数（判決）については、以下の記事より抽出して作成した。  
「最高人民法院，最高人民検察院による組織的な試験不正等の刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」記者会見  
(原文リンク：<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-181102.html>)

(中国における入試不正対策)

- ・<sup>9</sup>2015年8月29日、第十二回全国人民代表大会常任委員会第十六回会議で、大学入試での不正行為に対する刑罰を承認した。
- ・<sup>10</sup>2016年、湖南省では、試験受験生の入場時にセキュリティチェックを続け、すべての試験場に無音壁掛け時計を設置し、試験受験生が腕時計やタイマーなどを持ち込むことを禁止する。また、不正行為防止システムを標準化された試験場にアップグレードし、指紋認識や顔認識を用いて受験生の確認を行うテストを導入していた。さらに、すべての試験場と受験生の休憩室に、無線通信による不正行為を防ぐための装置を設置し、効果的に使用するよう要求。
- ・<sup>11</sup>2020年遼寧省では、大学入試における試験場での不正判定にAI技術を初導入した。2年以上の研究と試験的な実験の後、AI不正行為防止システムは、試験室で違反の疑いを検出すると、短時間ですべての試験室のビデオファイルを迅速に分析及び判断し、候補者の動的及び静的特性に従って候補者の違反の疑いを検出できる。さらに、手動で判断するのは簡単ではないハイテク不正行為に対する優れた検出効果もあり、違反の疑いの検出率を効果的に向上させる。遼寧省の国家教育試験指揮センターでは、試験当日に画面を通じて各試験場の試験状況を確認する。  
※上記のとおり、中国では、教育部の指導のもと、試験場における対応は各省ごとで行われている。

(<sup>12</sup>韓国における入試不正事例)

- ・試験中、机の前に出したかばんから携帯電話のバイブ音が鳴り、金属探知機を使用してかばんを検査した結果、バイブ音が鳴った携帯電話以外にも、別のかばんから電源が切られている携帯電話が見つかり、両方の学生が即座に不正行為者として発覚、処分された。
- ・試験時間中にトイレを使用する学生に対して、廊下の監視官が金属探知機を使用して調査中、携帯電話及び電子タバコの携帯を見つけ、即座に不正行為者として発覚処分された。
- ・待機室で自習していた学生がMP3プレーヤーや電子辞書を使用している姿を監視官が発見し、不正行為者として処分された。
- ・昼休みや休憩時間に運動場や廊下、トイレなどで携帯電話、MP3プレーヤー、スマートデバイス（スマートウォッチなど）、携帯メディアプレーヤーなどを使用していた生徒が、別の受験生の通報により発覚し、不正行為者として処分された。

---

【参考記事】

<sup>9</sup> <https://news.cctv.com/2019/09/04/ARTIcNlwbt2RpVRRkxNwDbvd190904.shtml>

<sup>10</sup> <https://gaokao.chsi.com.cn/gkxx/ss/201605/20160525/1535149418.html>

<sup>11</sup> <https://m.gmw.cn/baijia/2020-07/07/33973640.html>

<sup>12</sup> <http://www.newsbusan.com/news/view.php?idx=9974>

不正行為の年度推移は、下記の表-6<sup>13</sup>の通りである。

表-6：韓国の不正行為年度推移

年	件数
2023年	63
2022年	208
2021年	232
2020年	293
2019年	293
2018年	241
2017年	197
2016年	189
2015年	209
2014年	188
2013年	153

- ・探究領域試験は科学領域，社会領域など1つの領域を選択し，その中から2科目を選択する方式だが，マークシート式の解答用紙は2科目の解答用紙が1枚となっている。そのため2科目目の科目受験時に，1科目目の試験の間違いを修正テープなどで修正する不正行為者が続出した。

また，1科目目試験時に2科目目の問題用紙を取り出し解くことはもちろん，2つの問題用紙を机の上に置いただけでも不正行為とみなされる。

- ・2023年の修能では4教示探究領域受験で46人が受験方法違反の理由で試験が無効になり，2022年の修能では208件／44件，2021年では232件／111件と，最多の入試不正のタイプとなっている。
- ・一部では2科目の解答用紙を分離せず，一枚とすることで不正行為を誘導する側面があるとの批判もある。

(韓国における入試不正対策)

- ・教育部では探究領域試験の受験方法を受験生が理解しやすいように映像と留意事項を通じ，詳細に案内している。

韓国では，不正行為防止の対応策として，事前に案内される映像や冊子などを確認し，関連内容を理解する。模擬試験で持ち込ませないことを徹底させるなど，規律化による対応を行っていることに特徴がある。

<sup>13</sup> 韓国の入試不正件数については，以下の記事より抽出して作成した。

教育専門新聞ベリタスアルファ

<https://www.veritas-a.com/news/articleView.html?idxno=436979>

ニューシス (NEWSIS)

[https://mobile.newsis.com/view.html?ar\\_id=NISX20231115\\_0002523132#\\_PA](https://mobile.newsis.com/view.html?ar_id=NISX20231115_0002523132#_PA)

Home Learn

<https://www.home-learn.co.kr/newsroom/news/A/1070>

アジア経済

<https://www.asiae.co.kr/article/2018111415053900437&mobile=Y>

Tistory

<https://hateduk.tistory.com/1061>

### ③ 現地調査（ヒアリング）

訪問先： ソウル市教育庁（日本でいう教育委員会に近い）：ソウル市  
 訪問日： 2023年9月14日（木）  
 訪問時間： 10：00～11：30  
 対応者： HO Hyon Jeong（中等教育課学校体制改善チーム，奨学官）  
 JANG Bang Won（同，奨学士）

目 的	
<p>○ 聞き取り調査</p> <p>(1) 不正対策防止対策における市道教育庁の役割</p> <p>(2) 不正対策防止対策の実施に際して課題とされたこととその乗り越え方</p> <p>(3) 不正行為防止対策の体制と費用の詳細</p> <p>(4) 不正行為防止対策の今後の課題</p> <p>○ 資料提供依頼</p> <p>不正行為防止対策に関して，公開されている公文書・政策文書や啓発媒体・パンフレットの提供</p>	
結 果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の共通テストについて大学入試センターより説明した。（その後質疑応答）</li> <li>・修能試験の特徴について説明を受けた。</li> <li>－法律に定められた試験で，教育部長官が実施。</li> <li>－主管は教育課程評価院，実施・実務は各市道教育庁。</li> <li>－試験日は11月第3週の1日間。追試験は設定しない。</li> <li>－高校が会場で監督者は中・高校教員。大学は関与しない。</li> <li>－監督者研修（中・高校教員）は，試験前日と当日の2回。</li> </ul> <p>（以下，不正行為に関して）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止パンフレットや指針などを事前に公表する。</li> <li>・デジタル機器の持込不可。持ち込んだ場合，1時間目の試験前に回収。</li> <li>・机上には，ペン・身分証，受験票のみ。ペンは実施側で全受験者分準備。</li> <li>・1試験室あたり，受験者は最大24名。</li> <li>・廊下監督者には金属探知機支給（1試験場につき5機ほど）。</li> <li>・警察の協力（試験場警備警察を2名ずつ・問題答案輸送警備）。</li> <li>・不正行為には，ランクが2つ。（悪質で重大な場合，次年度も受験できず）</li> <li>・試験場では，監督者指示は，すべて校内放送を使用。（リスニングも放送）</li> <li>・問題輸送は，試験場側が，本部（KICE）へ直接搬出入。</li> <li>・監督者自身の不正行為は特段ない。</li> </ul>	
	
写真 1-1	写真 1-2

訪問先：大学教育協議会（KCUE）（日本でいう学位授与機構・国大協に近い）：ソウル市  
 訪問日：2023年9月14日（木）  
 訪問時間：15：00～16：00  
 対応者：Yang, Chan Woo（大学入学支援室長）  
 Kim, Soung Hee（高麗大学）  
 Kim, Jung Hee（大学入試公正性支援チーム 長/前任研究員）他

目 的

- 聞き取り調査
  - (1) 個別大学の入学者選抜における公正性における大学教育協議会の役割
  - (2) 個別大学の入学者選抜における公正性に際して課題とされたこととその乗り越え方
  - (3) 個別大学の入学者選抜における公正性の今後の課題
- 資料提供依頼
 

個別大学の入学者選抜における公正性に関して、公開されている公文書・政策文書や啓発媒体・パンフレット

結 果

- ・ 大学間の協力をはかり、大学の自律性と責務性などの向上を目指す協議体。大学の教育制度及び運営に関する研究開発と支援を行っている。
- ・ 修能試験の実施・運営には直接関わっていない。（ただし、「随時募集」（総合型・推薦型選考）での修能試験の利用方法に関する研究・議論は有り）
- ・ 「大学入試事前予告制」に基づいて「大学入学選考基本事項」（共通事項）を発表し、各大学の「大学入試選考施行計画」と「募集要項」を取りまとめ・確認する。また全国の大学別の「募集要項」や関連情報をホームページ上で公開している。
- ・ 個別試験の在り方、特に公平・公正性への研究が活発。
- ・ 韓国の大学入試における「公正性」とは、「3不政策」（「寄与入学制」「高校等級制」「本考察」の3つを禁じる政策、1999年から導入）に基づくもので、入試における親の影響を排除する、教育格差の是正のための政策。
- ・ 近年では、社会問題が入試政策に反映され、差別を禁じるだけでなく社会的（社会経済的・地域的）な配慮を要する者のための工夫を講じて関連事項のマニュアル化を進めてきている。
- ・ 修能試験の在り方によって、個別試験の対応も変えなければならない。大学試験制度は、政治の影響を受ける。
- ・ 日本（木村先生・田中専門職）と連絡を密にし、特に個別大学入試の在り方・課題を両国で比較しあい、研究ベースで共有して活かせるようにしていきたい。



写真 1-3



写真 1-4

訪問先：教育課程評価院（KICE）（日本でいうセンターに近い※共通試験は、4大業務のうちの一つ）：ジンチョン

訪問日：2023年9月15日（金）

訪問時間：10:00-11:30

対応者：Kim, Mi Kyung Shin, Jin Ah（大学修学能力試験本部修能企画分析室研究委員）  
Jeong, Hak Jun（大学修学能力試験本部 修能運営部長）  
Park, Gi Jun（情報管理本部長）  
Mun, Young Ju  
Sin, Geena  
Joo Hun Woo 他数名の職員

目的
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 聞き取り調査<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 修学能力試験の作問管理の体制と課題</li><li>(2) 修学能力試験の問題紙管理の体制と課題</li><li>(3) 修学能力試験の成績処理の体制と課題</li><li>(4) 修学能力試験の財務状況</li></ul></li><li>○ 資料提供依頼 韓国教育課程評価院の修学能力試験業務の概要が紹介されているパンフレットの提供</li><li>○ 施設見学可能であれば、教育課程評価院の修学能力試験業務が行われている施設見学</li></ul>
結果
<p>（組織について一般事項）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「大学評価学校教育改革」，「教科書」，「国家試験（教員採用試験，卒業程度認定試験）」などを主に担当する組織機関である。</li><li>・組織として4つの役割「教育課程」，「教授」，「評価（国内，国家レベル（PISA，OECD）」，「修能試験）」がある。</li><li>・地域貢献，外国（カンボジア等）と協定関係（情報交換）にある。</li><li>・組織職員は500名前後，うち修能試験担当職員は50名前後の規模感である。（共通テスト（修能試験）に係る一般事項）</li><li>・大学入学に必要な知識技能を図る試験であること⇔高校修了段階の学力レベルを確認する試験である。</li><li>・作問，印刷，採点，成績通知を評価院で実施している。</li><li>・作問：思考力重視。選択式（5択が中心）</li><li>・作問体制は，秘密の場所で合宿形式。外部との連絡不可。</li><li>・問題冊子はすべて回収。自己採点のために，受験者はメモをとることは可。成績処理はOMR。</li><li>・異議申し立ても実施。解答用紙のコピーは提示するが，評価院まで来てもらう。</li><li>・受験料は3600円。応募者は，現役，浪人，高卒認定組。既卒等の受付は教育部にて</li><li>・9月に模擬試験。</li><li>・不正行為の大元のルール，対策等は教育部が担当。評価院として，教授できるものは，実際の現在の実施方法まで。</li><li>・電波遮断は検討していない。</li><li>・デジタル教科書研究。各国と情報共有して検証。</li></ul>



写真 1-5



写真 1-6

訪問先：韓国教育開発院（KEDI）（日本でいう国立教育政策研究所に近い）：ジンチョン  
（KICE と KEDI は建物が隣同士）

訪問日：2023年9月15日（金）

訪問時間：13:45-15:00

対応者：Kim, Eun Young（企画調整本部 グローバル協力室長/先任研究員）  
Kim, Ju Ah（小中等教育研究本部/高校単位制研究センター所長/研究委員）  
Chung, Kwang Hee（碩座研究員）  
Lim, Hu nam（企画調整部副院長/本部長）  
Park, Byung Young（教育データ研究本部長）

## 目 的

### ○ 聞き取り調査

- (1) 韓国の大学入試改革における不正と公平性についての課題
- (2) 査定官入試制度のその後の展開と研究について

## 結 果

- ・国の教育政策機関である。昨年創立 50 周年を迎えた。
- ・教育政策やその方向性を調査する研究組織である。
- ・各教育段階のテーマを 20 年、高等教育に 20 年取り組んできた。リカレント、生涯教育にも取り組む。
- ・入試研究は、継続してやっているわけではない（状況に応じて）大学入試研究室（チーム）を室として組織増強。共通試験，個別試験，一貫教育について調査する。

- ・公平性，公正性の研究に力を入れている（両極化。格差指数。世代間，地域格差，親の所得格差・・・変化の概要はHPで公開）。
- ・指導要領，教育課程の変更に関連して研究を進める。
- ・政治の影響を受けやすい（共通試験，財源）。
- ・財源減らす一方で，教育改革を求める。
- ・デジタル研究も活発に取り組んでいる。

（施設見学）

- ・展示コーナー，図書館を見学した。



写真 1-7



写真 1-8

訪問先：教育部

訪問日：2024年2月28日（水）

訪問時間：10:00～12:00

対応者：教育部2名：Jeong Yeyoung（係長級），金ソンドン（教育研究士・主任級）  
韓国教育課程評価院2名：Jeong, Hak-jun（大学修学能力試験本部 修能運営部長  
（前回9月期出張時の出席者））Park, DongJoon（課長 補佐級）  
日本大使館2名：山本書記官，他に現地大使館職員1名

目的
「大学入学者選抜改革推進委託事業(不正行為防止対策に関する調査・分析)」に係る調査の一環として、教育省、大学教育協議会、高等学校等を訪問し、不正行為とその対応についてヒアリング実施 ○ 聞き取り調査 (1) 不正対策防止対策における関係機関の役割 (2) 不正対策防止対策の実施に際して課題とされたこととその乗り越え方 (3) 不正行為防止対策の体制と費用の詳細 (4) 不正行為防止対策の今後の課題 ○ 資料提供依頼 不正行為防止対策に関して、公開されている公文書・政策文書や啓発媒体・パンフレット
結果
(試験企画) ① 9月～12月にいわゆる随時募集(総合型選抜)実施, 7割が随時募集, 3割が定時募集。(11月の修能試験) ② 韓国の修能試験は公正性ととともに, 安定性も重視。 ③ 受験に際して, 各受験生の有利不利(塾に通える者とそうでない者等)がないよう十分に留意。 ④ 大学入試政策を改変する場合には4年前告示が必須。(4年事前予告制) 2014年より法的義務化。  (不正行為対策) ⑤ 時間軸で対策。実施前, 試験時間中, 試験後の対策。特に実施前の未然防止に注力。 ⑥ 2004年電子機器を用いた集団不正行為摘発を機に, 電子機器対策を強化。 特に会場持ち込み禁止。試験場に持参しないことを原則としつつ, 試験場で一時限目開始前までであれば, 試験場で回収し, 受験を認める。実施者側で回収した際に, 機器を破損してしまう等のリスクに対応するため, 実施者側で保険に加入している。 ⑦ 各受験者に専用のシャープペンシル(メモや計算用)やマーカー, 修正テープ(マークシート塗用)を支給。 ⑧ 国民も修能試験の公正性に注目しており, 不正対策も国家予算で対応。(参考:コロナ対応のための机間の仕切りも国家予算で設置) ⑨ 技術の進化を想像, 見通して, 今後起きるかもしれない不正行為と対策案を先駆けて検討。(例:特殊な光を当てると見える文字等)  (作問) ⑩ 外部チェック, 点検部会 による点検。これら仕組みは積極的に公開している。

(受験上の配慮)

- ⑪ 配慮内容は、時間延長や拡大冊子など。(共通テストと類似)
- ⑫ 在席高校で行っている配慮内容をベースに申請、許可が基本。
- ⑬ 配慮内容に係る大元の実施方法は、教育部が決定。
- ⑭ 特別支援学校が試験場となる場合あり。(高校が試験場となるため、在学中の配慮の延長として試験が実施されている印象)
- ⑮ 配慮申請に伴う診断書は、個人病院では不可。大学病院等の診断書が必要。
- ⑯ 発達障害については、障害等級も参考。

(試験場への持ち込み不可について)

- ⑰ 試験場が高校で、各受験生の住所の近くであるため、迎える時間などをスマートフォンで保護者に連絡を取る必要はあまりない。
- ⑱ 試験日は、親が試験場の近くで待機している場合も多い。

\*日本側から説明時間あり:文科省説明, 大学入試センター説明(資料配付済)

\*打合わせ後, 教育部の社員食堂にて昼食。



写真 1-9



写真 1-10



写真 1-11

訪問先：公立空港高等学校  
 訪問日：2024年2月29日（木）  
 訪問時間：10:00～12:00  
 対応者：Kim Dae Won 校長先生（経歴：教育課程（カリキュラム担当）課長）

目 的
○ 聞き取り調査 (1) 生徒に対する進路指導・受験指導について (2) 修能試験の試験場運営と教師の負担感について
結 果
<p>(前提:韓国の修能試験について)</p> <p>*試験実施運営は、高校等教員による高校建物で実施(受験者と教員は、在籍校でない会場に割当て)</p> <p>*1日のみで実施(追再試験実施なし) *国語→数学→英語→理科社会→第二外国語 (8:40～17:40)</p> <p>(以下、校長先生より:校長先生の個人意見という条件付き)</p> <p>(当該高校の特徴説明)</p> <p>① 全日制普通科、施設は最新、特別支援教室あり。中堅ランクだが施設やカリキュラムから人気校である。</p> <p>(不正行為に関して)</p> <p>② 志願者に対して、不正行為に関する細かな指導はあまりしていない。</p> <p>③ 試験当日の不正行為摘発時には、受験者の署名入り調書の作成が必要。廊下の監督者等が別に担当し、試験の進行に影響がないよう対応。</p> <p>④ 監督者へのクレームが多く、監督者のプレッシャーが高い。監督者保護の観点から教育庁も対応。</p> <p>(試験実施)</p> <p>○試験への慣れ</p> <p>⑤ 学内の定期試験は修能試験に準じた実施方法により実施。監督者も受験者も本番前に十分に慣れておく。</p> <p>⑥ 高3からの模擬試験は、月1実施。より深く、修能試験受験に慣れておく。</p> <p>⑦ 修能試験前に、2回程度監督者への研修を実施。主に不正行為への対応を重点的に実施。</p> <p>⑧ 教育庁による、試験場責任者への説明会あり。(本部設営・予算・実施方法等)</p> <p>○監督者等</p> <p>⑨ 監督者は、高校の先生だけでは足りず、中学の先生にも依頼。</p> <p>⑩ 監督者2名体制・4時限(理科・社会教科)のみ3名体制。</p> <p>⑪ 年配、体調不良及び親族受験者がいるものは配置しない。</p> <p>⑫ 同じ地域内で、在席校と違う学校に監督者、受験者は割当られる。</p> <p>⑬ 試験場の責任者:当該試験場の校長 副責任者:当該試験場の教頭 教育庁からも派遣あり。</p> <p>(一部教育は、答案処理等業務のため、当該在籍校に配置)</p> <p>⑭ 監督手当あり(前日準備・当日の2日分・日本円で、1万円/日)</p>

○問題輸送

- ⑮ 高校は、当日教育庁に朝5時頃より受領に向かう。その後当該高校の図書室等で仕分け整理。高校から教育庁への返送も当日中に返送(当日授受のため高校に、専用の保管庫は必要ない)

\*印刷は評価院→地域ごとの教育庁へ輸送(1泊)→試験当日教育庁より各高校へ

○試験当日の連絡体制

- ⑯ 高校⇔地域ごとの支援庁(教育庁)⇔本庁(例:ソウル市教育庁)⇔教育部  
⑰ 試験当日は、国レベルで警察警備輸送、飛行制限。(試験当日の受験者対応・障害者対応)

○試験当日の時刻関係

- ⑱ 試験開始時間は、いかなる理由でも個別会場単位では繰り下げしない  
⑲ 遅刻に関して、8:00 が遅刻限度。1時限目開始(8:40)前であればなんとかするケースもあるが、1時限目開始以後の遅刻者には、本人の責めの有無や理由を問わず、救済しない

○配慮関係

- ⑳ 追試がないため、試験当日は体調不良者でも、受験者の意思があれば受験させる  
㉑ 特別支援学校でも、障害等のある受験者への試験実施  
㉒ 発達障害者は、基本的に修能試験を受験しない模様

○高校教員による指導誤り

- ㉓ 試験日の事前、試験当日両方ある。複数人による指導指示の徹底。また、受験者への指導関与は最低限

(大学入試制度について)

- ㉔ 随時募集(総合型選抜)定時募集(11月の修能試験)については、受験指導に問題あり(公立と私立高校で指導体制に差がある)特に随時募集は、教員の内申書作成の負担(記載方法のテクニック文献も市販化。また、活動歴も高校内でのものしか記載できず、学校により差が出てしまう)  
㉕ 随時募集と定時募集に対する受験者側の負担も差があり(どちらの受験が適性なのか解釈がまちまち)



写真 1-12



写真 1-13



写真 1-14



写真 1-15

訪問先：高麗大学

訪問日：2024年2月29日（木）

訪問時間：15:00～17:50（打合せ2時間・施設見学50分）

対応者：高麗大学 韓龍震 教育学部教授

Sang Min Lee Ph.D（入試担当職員） Bora Lee（助手）

目 的
<ul style="list-style-type: none"><li>・カリキュラム，進路指導そのほか注目すべき活動等，貴大学の最新の動向</li><li>・定期試験や授業中における，学生の所持する電子機器類等への対応について</li><li>・そのほか，お分かりの範囲で大学に関する情報等 （例：教育制度・大学施設の概要・大学入試や広報など）</li></ul>
結 果
<p>（韓国の大学入試の動向について）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 7割が随時募集，3割が定時募集。（11月の修能試験）</li><li>② 随時選抜にも，例えば言語の校内大会優秀者等による特別者選抜，学科適性型，優秀者選抜等がある。随時募集では，収能試験を課す入試と課さない入試がある。</li><li>③ 随時募集には調査書が必要となるが，調査書フォーマットに係る記載項目※や要素は常に議論になる。特に，高校の間で調査書に記載できる材料が異なってしまう。（都市部や私立は有利） ※ボランティア，サークル，自立活動，非教科領域の4つが軸</li></ul> <p>（学部）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>④ 韓国の大学は，アメリカ型。リベラルアーツ型で，自由専攻学部型である。</li><li>⑤ 学生の大学入試別の追跡調査は行っている。（非公開）</li></ul> <p>（大学における広報活動）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑥ 大学のキャッチイメージ：人材発掘所</li><li>⑦ 全国の高校を訪問した広報も実施</li><li>⑧ 留学生やリカレントにも力を入れている。</li><li>⑨ 研究や論文成果を公開していくことが，志願者確保に繋がると位置づけている。</li><li>⑩ タイや香港に対する広報に力を入れている。</li><li>⑪ 韓国では学部構成のイメージとして文系・理系・医療系の3つに大別している。</li></ul> <p>（今後の韓国の大学経営の動向）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑬ 韓国では出生率が0.7程となり，10年後には総大学生数は半数になる予測。留学生や社会人のほか，夜間教育の大学院も重要と位置づけ。</li></ul>

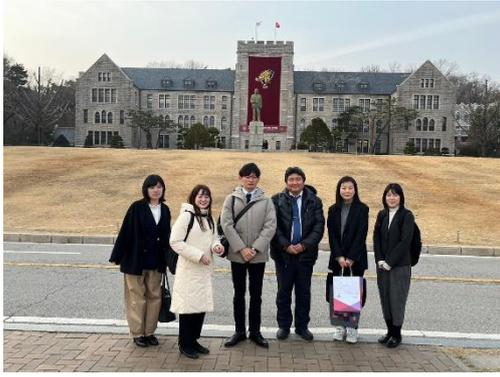


写真 1-16



写真 1-17

### (3) 海外事例調査まとめ

#### ① 技術面について

収集した新聞記事等からの情報によると、中国ではこれまで、試験場入口・試験室・試験室周辺において不正行為防止のための様々な技術が用いられてきたようである。まず試験場入口では<sup>14</sup>金属探知機やセキュリティゲートによる携帯端末、電波受信・発信機等の持ち込み防止や<sup>15</sup>指紋・指性脈・顔・声帯等の認証による本人認証が行われる。次に試験場やその周辺においては<sup>16</sup>会場内監視カメラ（赤外線カメラ）、AI搭載カメラを設置し、試験中の不正行為を防止するほか、<sup>17</sup>電波信号遮断装置や電波信号観測車を巡回させることにより、あらゆる携帯電話及び移動通信機器の信号を遮断する技術を導入している。ただし、これら技術の実効性、効果については把握できなかった。

一方、韓国でも試験当日に各試験場に金属探知機を配布し、不正機器の持ち込み防止策として活用していることを訪問調査により確認した。

#### ② 受験上のルール、注意喚起及び罰則等について

いかにスマートフォン等を試験場に持ち込ませないようにするのか等を整理（受験上のルール策定のほか、受験者側への周知方法及び不正行為者への罰則等を整理）していく。

文献調査で明らかになったのは、技術的な入試不正対策だけでなく、中国も韓国も、刑罰であったり、規律化であったり、受験生（と中国は入試不正幫助者）のモラルに訴えかけるソフト面での入試対策を入念に準備している、という側面であった。

まず、中国については、刑法の規定に入試不正が位置づけられていることが特徴的であると言える。入試不正を行うことが、刑事罰の対象であるとするすることで、国家をあげての入試不正の防止対策に乗り出していることが窺える。例えば、国家教育試験サービスに関する安全及び守秘に関する規則（2004）に見られるように、問題用紙の

---

#### 【参考記事】

<sup>14</sup> 金属探知機やセキュリティゲート

[https://ckxxapp.ckxx.net/pages/2023/06/10/734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5.html?\\_xhOurlLink=xh&contentType=1&id=734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5](https://ckxxapp.ckxx.net/pages/2023/06/10/734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5.html?_xhOurlLink=xh&contentType=1&id=734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5)

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1767667667357843435&wfr=spider&for=pc>

<sup>15</sup> 指紋・指性脈・顔・声帯等の認証

[https://ckxxapp.ckxx.net/pages/2023/06/10/734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5.html?\\_xhOurlLink=xh&contentType=1&id=734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5](https://ckxxapp.ckxx.net/pages/2023/06/10/734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5.html?_xhOurlLink=xh&contentType=1&id=734741b1d6474a2886c14dc6d42129e5)

<sup>16</sup> 会場内監視カメラ（赤外線カメラ）、AI搭載カメラ

[https://it.sohu.com/a/683169931\\_120759441](https://it.sohu.com/a/683169931_120759441)

<sup>17</sup> 電波信号遮断装置や電波信号観測車

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1767667667357843435&wfr=spider&for=pc>

印刷、運送、保管室の安全守秘、採点期間中の問題用紙の管理などが事細かく規定されているなど、試験問題の流出を危惧した中で、それが横行しないよう、また、それに従事する公務員や大学側の関係者に不正がないように、定められている。

また、時に、入試不正が頻繁におこった省などは、その後、入試不正防止の「モデルケース」となるよう、指紋認識や顔認識を用いて受験生の確認を行うテストが導入（湖南省、2016年）されたり、試験場での不正判定にAI技術が導入（遼寧省、2020年）されたりするなど、入試不正に対して先駆的な方策がとられたと大々的に報道されることによって、それを防ぐ狙いを国家的に意図した様子も窺えた。

試験実施に際しては、試験場に入る前に、本人確認と不法所持品についてセキュリティ検査で再度チェックされる。また、試験場のビデオ録画がされ、終了後、再生され不正を検出するようにしているが、これは受験生にも明らかにされており、防止効果も併せて狙ったものと思われる。

受験生への呼びかけとして、試験問題や解答用紙の撮影、SNSへの投稿は犯罪であり、司法当局に送られる、という注意喚起を促しており、受験生に「法の意識を強化し、法を知り、守ることが重要であり、一時の気の迷いに流されず、一生の後悔にならないように心がける」と呼びかけている。加えて、「偽物は本物になれない」と代理受験への警告を行っていたり、「詐欺の情報に惑わされるな、専門家を語る人の情報を鵜呑みにするな」とも呼びかけたりしている。これは、試験問題を買ったり、お金をかけて卒業証書を買う詐欺が起こっていることに起因するものであり、問題予想サイトを作り、試験実施後、実際の高考問題をアップし、投稿時間を試験開始前の時間にセットするなどして、人々の注目を買う業者がみられ、そうしたものに騙されないようにという当局の警告である。

また、携帯電話など電子機器の持ち込みについても、2004年の規定では使用した場合のみ不正行為とみなすものであったのが、2012年の改訂では、所持していた場合も不正とみなすという規定に変更された。

以前は、同一試験場で、という条件がついていたが、通信ツールを使用した不成功による解答が会場をまたぐ可能性を憂慮し、採点過程において、解答用紙が同一であると認定された場合に不正行為とみなす改訂が2012年に行われている。

次に、韓国については、徹底したモラル面での規律化が行われており、対策としては、高校での普段の定期試験段階から、時間割も、修能試験と同じ時間割、同じ試験監督配置、実施方法で試験が行われており、普段から携帯電話などの電子機器を持ち込ませない訓練が徹底されている。これは、修能試験の模擬試験においても同様であり、受験生は、試験本番まで、何度も修能試験と同じ試験状況で受験準備ができる環境が用意されている。これはひとえに高校において1教室24名と受験人数まで決めた上で、修能試験を行うという韓国独自の制度設計がなせる技であると言える。

その結果、ソウル市内でのカンニング<sup>18</sup>は見られなかった。

また、次ページの写真-2のように、韓国では、シャープペンシルや修正テープも支給されており、それ以外の荷物は、教室の前か後ろにまとめて置くように指示され、受験時は、身分証と受験票のみが手元にある状態である。



写真-2：韓国で試験時に配布されるシャープペン，修正テープ

携帯電話等については、原則として試験場への持ち込みを不可とし、1時間目の前に携帯電話等を集め、その後は、持っているだけで使用しなくても不正行為とみなすことが特徴であり、この点は中国も同様である。また韓国では、警察が試験場に2名常駐しており、金属探知機が5室に1個の割合で廊下に配置される。高校が試験場の韓国では、1試験場あたり25～30試験室であるため、合計すると、1試験場あたり5、6個の金属探知機が配置されている計算となり、ソウル市だけでも1200個以上の配置である。24人教室に2名の監督者と会場ごとに2名の警察を配置するなどの人的コストをかけた国家事業としての態勢が窺える。

### ③ 概括

以上、中国と韓国の調査から、主にスマートフォンを利用した不正行為に関して概括する。

まず韓国では、各試験場の周りに既に広くWi-Fi環境が整備されているため、試験場内で電波を遮断（抑止）するといった議論はされてこなかったということである。代わりに、基本的にすべての携帯電話等の試験場への持ち込みを禁止しており、持ち込みができないようにするために、監督者が徹底して点検するようにしている。持ち込み禁止の点は、中国も同様である。

---

<sup>18</sup> ソウル市内だけで70件の不正行為があったが、カンニングはなし（2022年度）という結果。韓国における主な入試不正は、指示通りに問題を解けなかったなどがあり、不正行為については、国により定義が異なる。入試不正のカウントやその比較については、注意を払う必要がある。

なお、韓国においては、電子機器類に留まらず、受験者の持ち込みできる物品等についても厳格である。筆記用具についても、修能試験用のシャープペンシルに加え、修正液、修正テープといったものも実施側で配布する徹底した実施方法である。修能試験については公正性が非常に強調されているため、このような厳格な実施方法に対して、社会から批判や反対の声は上がらないようである。

また両国においては、不正行為に関する規則等についても厳格である。韓国では、修能試験不正行為者処理規定、中国では、国家教育試験の不正に対する処理方法、普通高等教育機関入学者募集における不正行為に関する暫定規定があったりするなど、入試不正が起こった際に、処理規定を定めていることが両国の特徴である。

実施要項のレベル<sup>19</sup>で比較してみると、韓国では、実施要項のレベルで、不正行為防止対策が記載されており、教室規模は24人にする、監督者の数は1室につき2名とする、携帯用金属探知機を廊下試験監督官に所持させる、時計点検（1, 3時間目の開始前）を実施する、などが記載されている。韓国の対策については、繰り返しになるが、高校で小規模な人数で実施される試験室という特性を活かしたものであることを付け加えておく。

中国でも、実施要項のレベルで、規定違反行為の処理については、公務員の違反について罰則の方が上に来ていることが特徴であり、試験実施側の不正が絶えない状況が窺える。一方、受験者への罰則に関して、違反した者については、入学試験の出願、受験及び入学資格を取り消されるとともに、当年度の高校の登録も取り消しになること、事件の重大性に応じて1-3年の受験資格の停止、全ての種類の国家教育試験への参加停止処分など、罰則の重さで対応していることが窺える。また、虚偽の個人情報又は出願書類を出すことも不正と定義され、不正に参加した高等学校の非卒業生の参加（2年生などでの不正受験）についても、卒業年度の出願を禁止するなど、実施要項に記載された細かい罰則の記述が目につく。

大学入試における大規模共通試験の位置づけの違いとの関連にも触れておく。日本では、大学入学共通テストを受験する以外に、私立大学を受験するケース、また国公立大学においても二次試験が課され、共通テストだけが入試ではない。一方で、中国や韓国の共通試験は、前述のとおり、よりハイステイクスであり、中国や韓国で見られる、刑法、模試及び定期試験などでの規律訓練、また、少人数で監視可能な試験実施体制、処理規定の整備など、不正対策が厳格になされているのは、中国や韓国の共通試験の位置付けが日本に比してハイステイクスであることに起因したものであるとも考えられる。

---

<sup>19</sup> 我が国の大学入学共通テストでも、受験案内、受験上の注意、受験票、卓上シールに不正についての注意喚起があり、カンニングは成績無効、警察へ被害届を出す対応を取る場合がある。指示に従わない場合の不正も成績無効とされるなどの注意喚起がなされている。

## 2-2 電波識別・電波遮断（抑止）調査

### （1）不正行為防止対策に係る状況の整理

#### ① 国内における状況

不正行為防止対策に係る状況について、大学入学共通テストにおいては、前述のとおり、令和5年度大学入学共通テストより、試験室内で試験開始前に監督者の指示で一斉にスマートフォン等の電源を切らせて、かばん等にしまわせることとしており、机上や手元等にはないようにした。なお、令和5年度大学入学者選抜では、スマートフォン等による不正行為は出ていない。

国内の大学入学者選抜においても、試験時間中はスマートフォン等を使用した外部との通信を禁じているのが一般的であり、外部との通信以前に、試験時間中に使用していた時点で不正行為とする取扱いとされていることが考えられる。

近年のスマートフォン等の情報通信機器による不正行為者は、単なる持ち込みも含め、ごく少数であるが断続的に発生している<sup>20</sup>。統計はないが、前述のとおり、個別大学においても、不正行為者が発生している。

#### ② 海外（中国・韓国）における状況

前章でみたとおり、中国と韓国の大規模統一試験においても、以前はスマートフォン等の情報通信機器を用いて外部と通信し、試験問題の内容を売買したり、解答の指示を受けたりするなどの不正行為があった。日本と国内と比較して特徴的なこととして、行為を複数人で組織的に行っていることである。その人数は、何十人に及ぶこともあり、大きく事件として扱われている。これらを受け、試験場にスマートフォン自体を持ち込ませない対応を取るとともに、国として罰則を設けるなどの法整備徹底的な対策をとっている。

#### ③ 現在携帯電話等で使用されている「電波」について

電波とは、電磁波の一種で空間を伝わる電気エネルギーの波である。この波が1秒間に繰り返される数が周波数であり、ヘルツ（Hz）という単位であらわす。電波を利用し、「声」「音」「画像」などの情報を遠くへ伝えることができる。

電波の主な特性として、以下が挙げられる。

- ・電波は光や音に似た性質を持っている
- ・電波は建物などに反射する
- ・電波は回り込んで届く

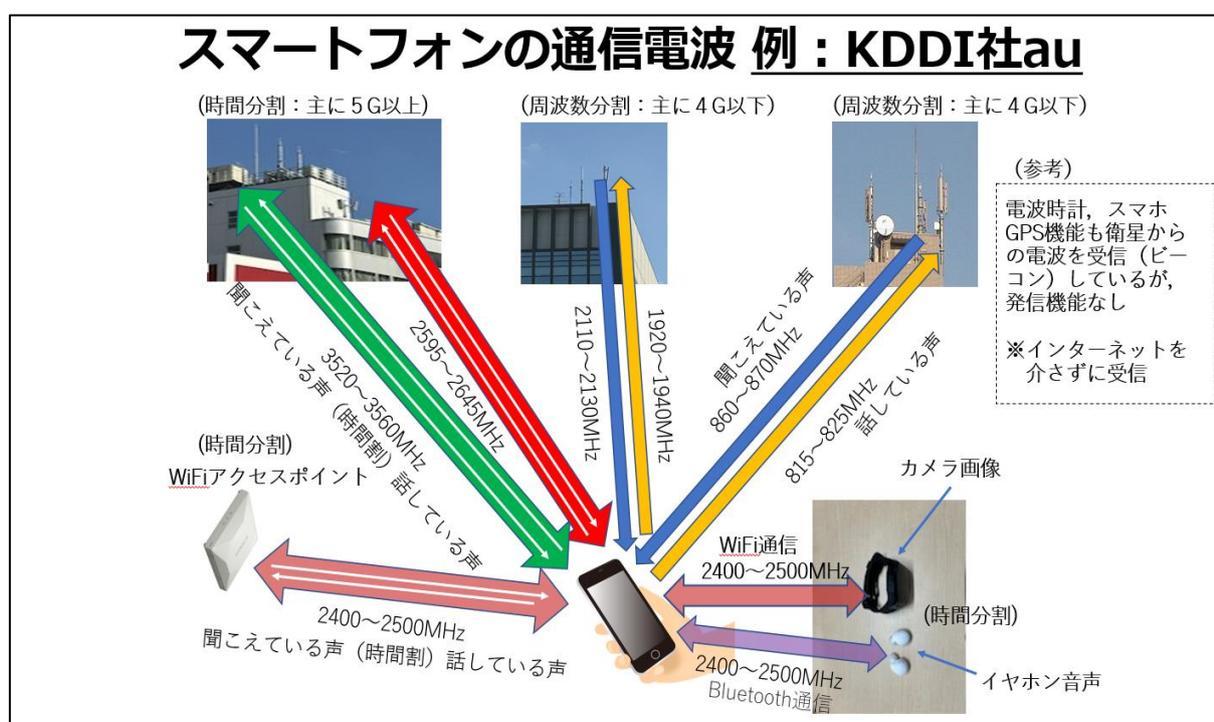
---

<sup>20</sup>大学入学共通テスト（大学入試センター試験）では、平成28(2016)年度試験以降、計8件あった。また、某大学の個別入試においては、平成23(2011)年に、試験問題の一部がインターネット掲示板に投稿された事案もあった。

- ・電波は干渉する（電波がぶつかり合うと不安定になる）
- ・電波は障害物によって通り抜けることもできる

スマートフォン等に使用される電波は、UHF帯、マイクロ波帯、ミリ波帯などがある。3G（第3世代移動通信システム）までは主にUHF帯（極超短波）が使用されてきた。地上テレビ、タクシー無線などもこの周波数帯が使用されている。4G（第4世代移動通信システム）以降はマイクロ波帯、ミリ波帯まで周波数が拡張されてきており、使用される周波数は、各携帯電話会社への周波数割当や携帯電話の通信規格（4G、5Gなど）によって異なる。

図-7: スマートフォンの通信電波



#### ④ 考えられる不正行為の態様について

不正行為の態様としては、試験時間中に、受験者がスマートフォン等により試験問題の内容を画像や動画等に取り込み、これを外部の第三者へ伝達し、外部の第三者が用意した解答を受信して解答用紙に記入することが考えられる。

画像等を取り込むに当たっては、スマートフォンで撮影する方法と（図8: ケース1）、例えば、スマートフォンはかばんにしまったままで、スマートフォンとは別のカメラ機能付きの機器（腕時計等）で撮影し、Wi-FiやBluetoothでスマートフォンに転送する方法（同ケース2）が考えられる。

また、トイレ等を理由に試験場を退出し、トイレの個室等で不正行為が行われることも考えられる（同ケース3）。

画像等として取り込んだ試験問題の内容を、外部の第三者<sup>21</sup>に伝達し、外部の第三者が用意した解答を受信するに当たっては、一般的にはインターネットが用いられている。

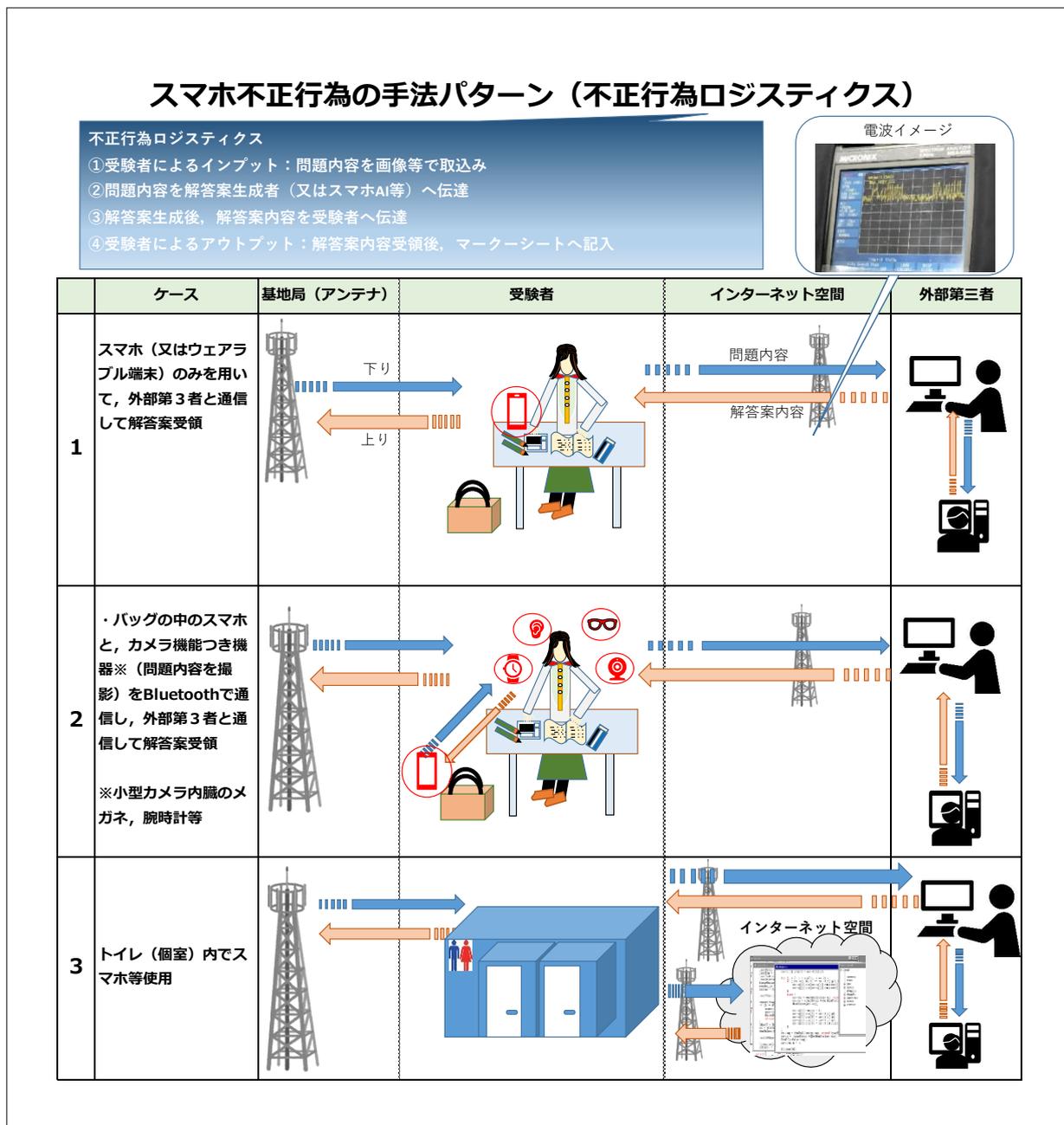
解答の受信方法としては、文字や画像によるもののほか、特にイヤホンを通じて音声で受け取る方法が考えられるが、その場合、外部からスマートフォンまではインターネットにより、スマートフォンとイヤホンの機器の間はBluetoothにより行われる。

こうして解答を受信した受験者は、解答用紙に解答を記入することとなる。

---

<sup>21</sup> AI等の技術の発展により、問題に解答するのが外部の第三者ではなく、手元のスマートフォン等にインストールしたソフトウェアという場合も考えられ、この場合は外部とのインターネット接続を必ずしも伴わないことも考えられるが、今回の議論はインターネット等を通じた外部との接続に絞って議論を行った。

図-8: 不正行為の態様のパターン



このように、スマートフォン等の情報通信機器を利用した不正行為は、主にインターネットを通じて行われることから、その対策として、スマートフォン等の電波の発信源を特定する「電波識別技術」及び電波を使用できないようにする「電波遮断（抑止）技術」が考えられるため、この2つの技術について具体的に調査した。

## (2) 電波識別技術について

### ① 技術の概要

電波識別技術とは、電波センサーで受信した信号から無線送信機のアナログ回路の製造のばらつきなどにより発生する端末固有の微小な個体差や伝搬路情報を特徴量として抽出し、あらかじめ学習しておいたモデルで分類することで、電波の発信源を識別する技術である。

### ② 不正行為防止対策としての活用に向けた課題と限界

スマートフォン等が発信する電波の周波数に着目し、その電波（信号）を解析することで発信源を推定することは理論的には可能であるが、以下のような課題がある。

- ・ 上述のとおり、スマートフォン等の電波の周波数は、携帯電話会社や4G、5Gなどの通信規格によって様々であり、全ての種類の電波について発信源を識別する装置は、現状では製品化されていない。
- ・ 情報通信技術の進歩は目覚ましく、数年のあいだに新たな周波数や通信規格が使用されることが予想され、これらの変化に迅速に適応させる技術開発に要するコストが多大になることが想定される。
- ・ 発信源の端末の推定・特定に係る技術については、入学者選抜における実際の運用に当たっては、試験室内において各受験者のスマートフォン等のうちから使用されている機器を発見するためには、試験開始前に、各受験者の端末固有の特徴をあらかじめ識別装置類に学習させておく必要がある。（全受験者からスマートフォン等の提示や申告等が必要になる。）
- ・ 発信源の位置の推定・特定に係る技術については、実際に不正行為防止対策に活用するためには、受験者間の距離等に応じて、どの受験者がスマートフォン等を使用しているかを特定するための識別精度や、試験場の大きさや形状の違いによって生じる識別誤差について十分な検討が必要であるとともに、電波や通信技術の専門の技術者でなくても利用できるようにすることが必要である。

## (3) 電波遮断（抑止）技術について

### ① 技術の概要

電波遮断（抑止）技術とは、携帯電話等の基地局と同じ周波数帯の電波を発射することにより、その周辺でスマートフォン等を使用できないようにする技術である。この機能を有する装置は既に製品化されており、不正行為防止対策に利用できる可能性がある

が、この装置を設置し、使用するためには、以下のように無線局を開設する手続が必要となる。

### 1) 使用する目的等について、総務省へ相談

無線局の開設に当たっては、電波法に基づき、総務大臣の免許を得ることが必要であるため、あらかじめ総務省に相談することになるが、例えば、以下の要件を満たしていることが必要である。

○建物その他の施設における静穏を保持すること、その他一定の公共の利益のために行われること（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第七条の三）

（例）

- ・ 運転免許試験等の国家試験等において不正行為防止するため
- ・ コンサート会場等において、携帯電話の着信音等による興行への影響を軽減するため

○同一の周波数を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者から同意が得られていること

- ・ 具体的には、各携帯電話事業者の同意が必要。同一の周波数を使用する者を特定することのできない Wi-Fi<sup>22</sup>や Bluetooth は、対象とされていない。

### 2) 無線局の開設

電波法においては、一つの建物内の無線設備を一つの無線局として扱うことから、入学者選抜の場合、試験場となる建物ごとに、その施設の管理者が、免許を受ける必要がある。

したがって、例えば、大学入学共通テストの場合には、試験場設定大学の管理者において、試験場となる1建物毎に手続を経て、免許を得ることが必要となる<sup>23</sup>。

---

<sup>22</sup> Wireless Fidelity の略。電波でデータの送受信を行う構内通信網（無線 LAN）のひとつ。多くの端末が円滑に接続できるように設けられた統一規格。

いわゆるフリーWi-Fiとは、誰もが無料で利用できる Wi-Fi。コンビニやカフェ、駅などで提供され「公衆無線 LAN」や「無料 Wi-Fi スポット」とも呼ばれる。

<sup>23</sup> なお、既存の製品についてはそのメーカーがこれらの手続を代行するとしている。

### 3) 有資格者の配置

無線局開設の免許を得て、当該装置を使用するに当たっては、第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有する無線従事者を配置しなければならない。

大学入学共通テストの場合、全国すべての試験場に、無線従事者として有資格者を配置することが必要となる。

参考) 昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 前条各号に掲げる条件を満たすものであること。
- 二 その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。

- (1) 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数の中継するものに限る。以下この号において同じ。）
- (2) 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局 PHS の基地局（設備規則第九条の四第七号イに規定する PHS の基地局をいう。）又は陸上移動中継局

- 三 その局を開設し、運用することについて同一の周波数を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者から同意が得られていること。

## ② 機器の設置・運用開始までの日数

この製品を設置する場合、無線局開設の免許申請手続から設置工事、落成検査及び免許交付を経て、運用を開始するまで、概ね3か月程度の期間が必要となるのが通常である。

大学入学共通テストで使用する場合には、この一連の手続が、全国すべての試験場・試験室において必要となる。

## ③ 設置・運用に係る経費

この装置の設置・運用に係る経費としては、装置のレンタル費用のほか、設置に当たっての現地調査や先の申請手続の代行、メンテナンスなどの費用を含め、収容数50人程度の1試験室当たりで、年間72万円程度の費用が見込まれる<sup>24</sup>。

なお、建物、部屋の様態やその場所の電波状況等により、装置の設置場所や数量に差が出るものの、装置はレンタルのため、設置台数等は経費に大きく影響を与えない。

また、このほかに、申請等に必要となる印紙代や、この装置が発した電波が外に漏れないようにするための電磁波シールドフィルムを窓等に貼付するための費用が別途必要となる。

表-7：装置の設置・運用に係るコスト

設置コスト	1試験室あたり	100試験室では	10,000試験室では
サービス内容	価格	価格	価格
①現地調査	6万円/月	6万円/月×100室=600万円/月	6万円/月×10,000室=6億円/月
②無線局申請代行			
③機器取付け及び調整※電気工事含む			
④落成検査代行			
⑤導入後のメンテナンス及び機器の追加調整	72万円/年	7,200万円/年	72億円/年
⑥上記⑤に関わる無線局変更申請代行及び検査			
⑦導入後の運用管理			
<b>別途諸費用</b>			
①電磁波シールドフィルム貼付費 18,000円/㎡			
②申請、検査の印紙代 46,050円/局(件)※			
③電波利用料 22,800円~/年/局(件)※			
※共通テストに置き換えると、1局(件) = 1建物と読みかえる			

<sup>24</sup> なお、この装置のレンタル契約期間は、原則として5年単位とされており、試験日等の特定の日・期間のみの契約形態については、現在用意されていない。

#### ④ 電波遮断（抑止）技術の性能確認結果

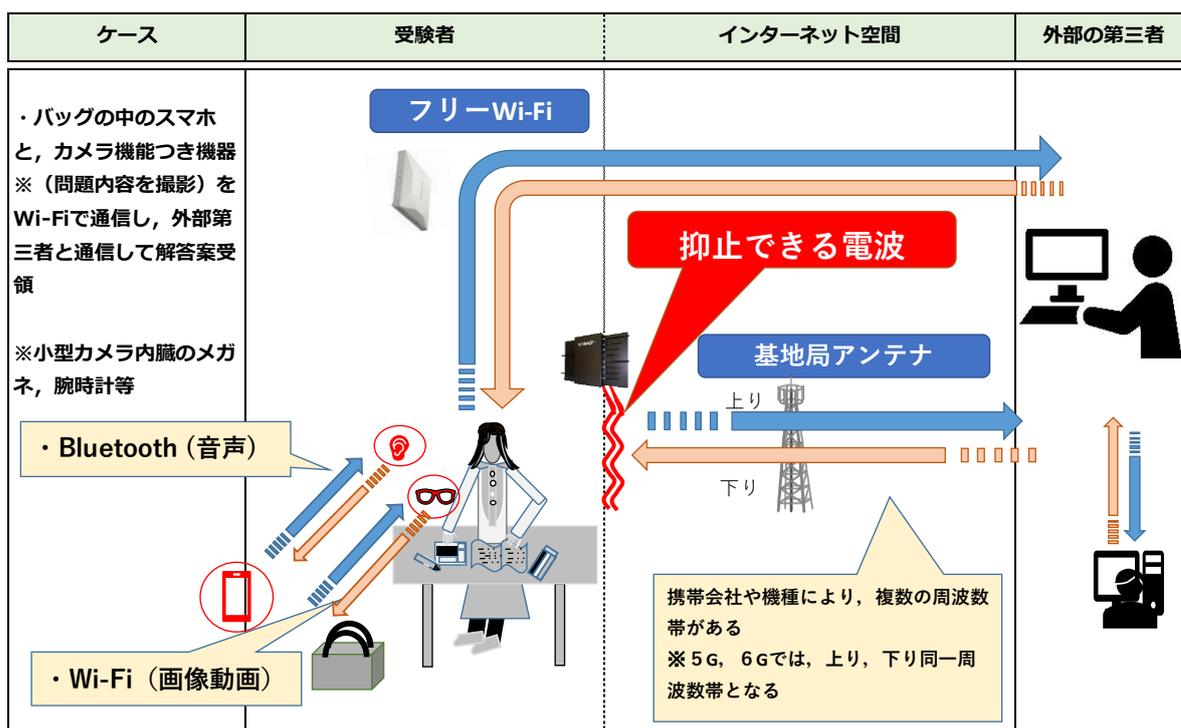
実際にこの装置が設置・活用されている施設に赴き、この装置を動作させると、数秒後に、携帯電話会社や通信規格の異なる各スマートフォンは、一様に「圏外」となり、使用できなくなることを確認した。

シンプルなスイッチ構造により、電波法令に関する知識を有する無線従事者資格は必要であるが、装置の操作そのものは簡単である一方、配置する部屋の面積や形状等により、装置の配置台数・位置が異なることや、適宜事業者により、定期的なメンテナンスの必要があることも分かった。

#### ⑤ 不正行為防止対策としての活用に向けた課題と限界

電波遮断（抑止）の既存技術を活用することにより、基地局からの通信電波を抑止し、スマートフォン等でインターネットに接続できないようにすることができることから、不正行為防止対策に利用できる可能性はある。しかしながら、ここまで見てきたように、試験場ごとに無線局開設の免許申請手続や有資格者の配置が必要となるほか、その装置のレンタルその他にも一定の経費がかかることを考慮すると、少なくとも大学入学共通テストのような大規模入学試験に導入することは、現時点では困難であると考えられる。また、図-9のとおり、抑止できる電波（各携帯電話事業者の同意が必要）のほか、その対象ではないWi-FiやBluetoothがあり、既存技術ではすべての電波を遮断（抑止）できない状況である。

図-9:抑止できる電波



### 3. 本事業の総括

冒頭で述べたとおり、本事業は、スマートフォン等の情報通信機器を悪用した不正行為防止対策を講ずる上で必要な専門的・客観的情報を得るため、海外の事例や電波識別等の既存技術の可能性や限界を整理することを目的として実施したものである。

海外事例調査については、日本と同様に全国共通の統一入試が実施され、かつ情報通信機器を悪用した不正の態様が多様化している中国及び韓国について、主に文献調査及び現地への訪問調査により、試験実施方法、受験上のルール、処罰、不正行為事例及びその対策の情報整理を行い、我が国の不正行為防止対策に資するものがあるか調査した。

中国においては、スマートフォン等の情報通信機器を用いたものも含め、不正行為を重大な刑法犯罪と位置づけ、受験者やそれに協力する外部の者だけでなく、試験監督などの試験関係者を含めて、厳格な規制と処罰の対象とするとともに、不正行為の事例を示して注意を呼び掛けることで大学入学者選抜の公平性・公正性を担保している。また、近年の情報通信機器を用いた不正行為の対策として、試験場にそれらを持ち込むことを禁ずるとともに、試験場でのセキュリティ強化を行っているほか、ドローン等によって試験場周辺の電波の検出や遮断を行う例も報じられている。さらには、試験監督者の能力の向上のための研修や人員の増員や警察等との連携も行われている。

韓国においても、不正行為については、法令により不正の種類及び処罰が明確化されるとともに、この規程に基づき監督者マニュアルや受験生心得などの広報資料が案内されている。一方、携帯電話等は試験場への持ち込みが制限されており、近年、情報通信機器類による大規模な不正行為は行われていない。

このように、中国や韓国においては入試不正対策が盛んな状況がみとれるが、これらを我が国の不正防止対策の参考とするにあたっては、中国、韓国と我が国では、共通試験が置かれている位置づけ、試験に対する文化が異なる面があるということに留意すべきである。共通試験を受験しそこで高得点を取らない限り（有名）大学に進学できない両国と比べ、それ以外の個別学力検査などの二次試験が課されていたり、私立大学への進学が残されていたりする我が国とでは、位置づけも異なっている。

また、何を入試不正とするのか、という点についても、韓国における「入試不正」には、指示（例えば、解答順序）に従わなかった事案を含む。中国では、公務員や入試不正幫助者といった、受験生以外の関与を罰する規定があるなど、国によって、「入試不正」と定義されたものが、多様であることも同時にわかった。

携帯電話等を持ち込ませないという対応についても、韓国のように、24人の小規模な高校の教室で試験を実施するという体制がとれるのであれば、入試不正の監視や検出に最適であるように思われるが、これも大学等で実施が主たる会場である我が国では人的・物理的コストの関係で断念せざる得ない施策であるように思われる。

一方、電波識別・電波遮断（抑止）調査については、既存技術の状況の整理により、入学者選抜に活用することの可能性や限界について調査した。

スマートフォン等の情報通信機器を使用した不正行為は、主にインターネットを通じて行われることから、その対策として、スマートフォン等の電波の発信源を特定する「電波識別技術」及び電波を使用できないようにする「電波遮断（抑止）技術」が考えられるため、この2つの技術について具体的に調査・分析を行った。

「電波識別技術」については、研究・学術段階のものとしては、実証も踏まえ理論的には可能とされているものの、電波を識別する装置としては、現状では製品化されていない。今後製品化されたとしても、それを入学者選抜に活用するためには、情報通信技術の進歩は目覚ましく、今後も新たな周波数や通信規格の登場が予想され、これらの変化に迅速に適応させる技術開発に要するコストが継続的にかかる可能性があること、実際の試験場での活用にあたっては、試験開始前に、各受験者の端末固有の特徴をあらかじめ識別装置類に学習させておく必要があることのほか、不正行為を行った受験者を確実に特定できる水準の識別精度が実現できるか等の観点から十分な検討が必要と考えられる。

「電波遮断（抑止）技術」については、既存技術としてこの機能を有する装置は既に製品化されており、本事業の過程においても、実際にこの装置が設置・活用されている施設に赴き、この装置を動作させると、スマートフォンが「圏外」となり、使用できなくなることを確認した。一方で、装置の設置・運用には一定の経費が必要となり、大学入学共通テストのような大規模かつ実施回数の限られた試験ではコストが見合わないと考えられる。

(以上)



令和5年度大学入学者選抜改革推進委託事業  
(不正行為防止対策に関する調査・分析) 事業報告書(本編) ー公開資料ー

---

発行日	令和6(2024)年3月
発行	独立行政法人大学入試センター 試験企画部試験企画課 〒153-8560 東京都目黒区駒場2-19-23 電話: 03-3468-3311(代)
印刷	独立行政法人大学入試センター

